

平成28年第3回 飯塚市議会会議録第2号

平成28年6月17日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第3日 6月17日（金曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（鯉川信二）

これより本会議を開きます。

一般質問を行います。発言は一般質問事項一覧表の番号順に行います。

最初に、24番 道祖 満議員に発言を許します。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

一般質問、第1番目でございますが、今回は大きく3点について質問をさせていただきます。

まず、学校通学に関して、その中で自転車通学についてお尋ねいたします。平成28年度の一般会計予算審議において、飯塚第一中学校の駐輪場整備の予算が計上され、これについて審議が行われておりますが、その際の質疑で自転車通学について、教育長の答弁では3点の条件が必要であると言われておりますが、その条件とはどのようなものなのか、改めて確認させていただきます。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

平成28年度予算特別委員会においてお答えしておりました、自転車通学を行うにあたっての3つの条件でございますが、まず1点目として「自転車通学の際の児童、生徒の交通ルール遵守」、2点目として「ヘルメット着用や、決まった通学路を通るように家庭でも指導する等の、保護者の子どもへの指導監督」、最後3点目として「学校での安全教育の実施」でございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

今、答弁のあった3点が、自転車通学を実施する条件であるということですが、自転車通学の安全教育を学校で行うということですが、具体的な教育内容については、どのようなことを考えられておるのかお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

安全教育ということで、いろいろな方法があろうかと思いますが、第一中学校が現在予定しております内容について、ご説明をさせていただきたいと思っております。警察や交通安全指導員を講師

とした座学や実技を伴います交通安全教室の実施でございます。またあわせて、自転車通学以外の全校生徒についても、交通安全教室を実施する予定としております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

今、安全教育についてお尋ねいたしましたけれど、先ほどお尋ねいたしました3つの条件が全てそろえば、希望者には自転車通学を許可されるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

自転車通学の際の自転車の使用に関する決まりというのは、各学校、自転車通学を実施しているところで決めるようになっておりますけれども、飯塚第一中学校におきまして、現在検討されておりますのは、先ほど申しました3つの条件に加えまして、通学距離についての制限というのを設けておるようございまして、学校までの通学距離が2キロメートル以上の鯉田小学校区や菰田小学校区の生徒及び片島小学校校区の横田中央区の一部の生徒を自転車通学の対象といたしまして検討しているということでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

学校周辺での安全を考えて、学校から一定の距離は自転車に乗らず、押して徒歩通学とすることを考えているということでありましたけれど、具体的にはどのようなことを検討しておるのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ただいまのご質問は、飯塚第一中学校で自転車通学を行う際のルールのことについてのご質問かと思っておりますので、それに絞らせて答弁をさせていただきますと、現在学校において、検討されている徒歩通学間、すなわち自転車に乗らず自転車を押して徒歩で歩くということでございますが、学校前の河川敷堤防道路と、それから飯塚市役所本庁周辺、ここからは自転車をおりて徒歩通学を行うということになっております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

これは予算委員会の質疑の中であったことでありますけど、その確認なのですけれども、周知広報についてはどうなっておるのか。関係各者に、自転車通学の実施の際にはこうして安全性を確保するよとの要望が出ておりましたけれど、それについての取り組み、考え方を教えてください。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

まず、保護者に対してでございますが、4月28日に開催されましたPTA総会において、校長から自転車通学の実施について、出席者へ周知が図られております。また、7月に行う予定でございますけれども、三者面談や家庭訪問においても周知を図っていく予定としております。また、学校においては現在、登校時の乗車指導の実施や自転車通学の規約等の作成に取り組んでいるという状況でございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

関係機関に対してはどのようなのでしょうか。昨年、道路交通法が改正されて自転車は原則車道を通らなくてはならないとなっておりますけれど、教育委員会としては、自転車通学を認めている学校に対し、これは第一中の自転車通学に限ったことではありませんけれど、原則どおり車道を通りなさいという考え方で指導していくのか、それとも、生徒の安全を確保するという一方で、特に警察でありますけど、道路標識の設置などについて、歩道を自転車通学ができるようお願いするとか、そういうことについて考えておるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ただいま質問者のほうからご指摘のとおり、昨年の道路交通法の改正で、自転車は車両であるため歩道と車道の区別がある道路においては、車道を通らなくてはならないとなっておりますが、同法第63条の4第1項では普通自転車の歩道通行として「道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。」は、歩道を通行することができるとなっております。教育委員会としましては、安心安全に通学が出来るよう、学校、関係機関、団体、また関係各課と協力をいたしまして、随時には、学校長、PTA会長の連名による要望書に基づき、また定期といたしましては、PTA連合会からの市内各小中学校における通学路の整備要望に基づきまして、よりよい通学路環境の整備に努めております。質問者の言われる、自転車通学における環境整備につきましても、市内の一部歩道には、自転車通行を許可された道路もございしますので、改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

先ほど関係者に対する広報について、お尋ねいたしましたけど、当然学校側が、保護者に説明するのは当たり前だと思いますけど、地域の住民に対してはどのように説明するのか。と申しますのは、鯉田地区第三中学校が一中に統合される際には、やはり生徒の交通安全、通学の安全を考えて、いろいろ議論したいきさつがあります。そして結果としては、今2キロメートル以上の子どもたちは、徒歩もしくはバス、電車、そういうことが許可されておるわけですけど、自転車通学となると、その方針が教育委員会の方針なのか、学校の方針になるかわかりませんが、私は存じ上げませんが、変わるということですが、地域の、自治会長会とか、そういうものに対しての説明がまだなされておられません。その点については、どういうふうに対応するのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ご指摘のとおりでございますけれども、広報につきましても、学校側といたしましても予定はしておるようでございますが、私どものほうも情報収集しながら、より効果的な広報のあり方について協力をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

予算委員会の審議の中で教育長は、自転車通学について、3点の許可の条件を言われておりますけれど、その他として「自転車通学許可申請書というものを保護者の方に出していただいて、

どのような経路で来ます。どのような約束をしますというような事も固めた中で安全に通学できるように対応するので」というふうに言われております。この点なんですけれど、安全、当然、通学路の安全確保の問題なんですけれど、鯉田地区から、菰田もあるんですけど、旧一中の横田のほうもあるということなんですけれど、例として、鯉田からのことを言えばよくわかるかと思えますので、学校としては、どこを通学路と認定しようとしておるんでしょう。自転車通学となった際に。教育委員会としては、どういう観点で通学路と認定しようとしておるのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ご質問の点でございますけれども、自転車通学の通学路ということに、限定をさせていただきます。ご質問の鯉田地区から一中までの通学ですが、細かいところの通学路の指定というのはあるかと思えますけれども、基本的には、サイクリングロードを利用するというような学校の基本方針がございます。なお、私どものほうが把握している情報によりますと、200号バイパスが鯉田地区から川島のほうまで通っておりますので、その利用も検討している状況ということで、現在のところ、確定したここが通学路だということまでには至っていないようでございますが、まずは、サイクリングロードの使用ということは間違いのない様子でございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

通学路は行き帰り同じじゃなくてはいけないのですか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

基本的にはそのように認識しております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

教育部長がおっしゃった、河川敷のサイクリングロードについては、街灯が設置されておられません。行くときは、明るい中行くからいいと思うのですが、帰りがけ、あそこは、全く街灯がないわけです。以前、一中からバイパスの大橋の間に、街灯の設置を国土交通省のほうにいろいろ相談した経過があります。国土交通省としては「土手の道路に構造物をつくることは許可しない。」と堤防の安全確保の面からです。「あそこには付けさせない。」というような見解を以前いただいたことがあります。そういうことを考えますと、サイクリングロードに、どうやって街灯等が設置できるんでしょう。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

先ほど申し上げましたように、確かにご指摘の点はございます。サイクリングロードは、河川敷でございますので、街灯の設置は、まずは難しいというふうに認識しております。先ほど申し上げましたように、200号バイパスの利用の検討ということでございますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

だから、行きは構わないと思うんです、明るいから。帰り、やはり部活動とかした後、今の時点では8時くらいまでは日はありますけれども、やはり秋過ぎると暗くなるから、その点については、通学路を設定するときに行き帰り同じですよということから、やはり生徒の安全性を考えると、もう少し、幅広い観点で通学路の認定ということに取り組んでいただきたい、というのが1点要望でございます。それとバイパスということですが、バイパスの歩道を通るというふうに理解してよろしいですか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

先ほど答弁いたしましたように、歩道に自転車を通行させるということにつきましては、改善に努めていきたいというふうな答弁をさせていただいております。今、確実なお答えはできませんけれども、通行ができるならば、そのほうがより安全と思っておりますので、私どもも関係機関と協議をさせていただきたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

バイパスの車道を自転車が通るということは、非常にやっぱり安全性に問題があると思っておりますので、できれば歩道が私もよろしいと思っております。歩道の部分ですね、歩行者がどれぐらい通っているかという、私が行き来する中では、ほとんど利用がないようでございますので、その点教育委員会で確認して、自転車通学、来年の春からするんでしょう。どういう考えか知りませんが、駐輪場ができたなら当然それを利用するため、春から、来年の4月からということであるならば、積極的に保護者ときちんと学校側、教育委員会が指導して、通学路の認定について取り組んでいただいて、そしてバイパスを通るようにするとかやるならば、きちんと警察と相談して、時間帯を決めるなりいろいろな方法で通学路に認定していただくように、お願いされてはどうかと思います。また、その時に当然それが許可されたら、地域の、鯉田、立岩の地区の自治会のほうにこういうことで通学させますというようなことを周知徹底していただきたい。そういうことが可能でしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

通学路の指定につきましては、教育委員会のほうから一方的にこうなさいと指導するものではないというふうな認識をしておりますので、学校のほうへ伝えまして、学校と保護者間の話を十分するように、まずは努めていきたいと考えております。当然のことながら、先ほどの答弁のとおり、その結果改善が必要なものにつきましては、教育委員会のほうで責任を持って改善に努めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

部長の答弁は、それはそれで教育委員会の見解なのでしょうから、それはそれで結構でございますけどね。ここまで質問して要望して、例えばそのサイクリングロードを通学路に認定して、行き帰り同じと。夜暗い中走らせると。それで事故がある、事件が生じるとかそうした時に、それは学校長の責任ですね。そういうときになったら。そういうことですね、今の答弁からいくと。私そういうふうに理解したのですが、それでよろしいんですかね。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

そういうふうなことにはならないというふうに認識をしております。あくまでもそういうふうな事故発生の場合につきましては、学校が全て責任を負うということにはならないと認識しております。当然教育委員会の責任というふうに考えます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

教育委員会のやっぱり責任でしょう。であるなら、責任ある答弁をしていただきたい。自転車通学は一中だけの問題じゃないんですね。各学校の校長の責任と言いながらも、各学校の置かれた立場というのがあるのは承知しておりますけれど、ただ基本的な自転車通学のルールそのものというのは、教育委員会が示して保護者に理解させて、やっていくべきだと思っておりますので、事件等が起きた時にはまず学校長というよりも、教育委員会がやっぱり指摘されると思うんですね。その点指導性を持ってやっていただきたい。もし、1つの学校の問題に対して教育委員会が責任持って答弁できないとかいう話になった場合、今度は、校長を呼んでから質疑するんですか、学校の問題についてとかは。例えばいじめの問題があるとか、学校のいろいろな問題が生じた時に、一般質問をかけます。その時に教育委員会が責任を持って指導していくんでしょう。もし質問をしたときに、それに対応するのは学校長ではないでしょう。学校長呼んでから質疑するんですか。今までそういうことないですよ。どうなんですか、教育長。

○議長（鯉川信二）

教育長。

○教育長（片峯 誠）

先ほど、教育委員会教育部長申しましたのは、学校に主体を委ねるものではありませんが、保護者と協議する中でと説明をいたしました。当然、その前提には、私どもと学校側と協議し、というところを含んでの答えでありますので、その点ご理解いただきたいと思います。また、質問者のご指摘のとおり、それぞれの学校で行われる運営や教育活動につきましては、教育委員会のほうが責任を持つべきものでありますし、そういった意味で教育委員会学校教育課長は学校経験者を配置し、それらの情報を収集するとともに指導する立場にもありますので、今後一層、教育委員会と学校現場との連絡協議を密にし、取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

よろしく対応のほどお願いいたしまして次の質問に移りますが、幸袋地区の小中一貫校の通学路の防犯灯整備について質問させていただきますけれど、平成25年12月定例市議会の一般質問の際、幸袋地区の目尾からの通学路の防犯灯の設置について、市の考えをお尋ねいたしました。その際、学校施設整備推進室主幹の答弁では、通学路への防犯灯等の設置については、開校準備協議会において必要とする場合は協議を踏まえて設置について関係課と協議をしていくと言われておりましたが、その後開校準備協議会では、防犯灯の設置については、どのような協議が行われておるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

防犯灯の設置につきましてですが、開校準備協議会会長、学校長、PTA会長と協議をいたしまして必要な箇所の確認を行い、設置要望を所管課の方へ依頼をしておる状況でございます。なお、設置箇所には農地と隣接をいたしまして作物の成長への影響も心配されることから地元農区長への説明を行い、防犯灯等の設置についてご理解をいただいております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

確認いたしますけれど、防犯灯等の設置については、農地の問題があるということでもいろいろ検討しなくちゃいけないということでありました。それで「防犯灯の設置については、今、地元農区長へ説明を行い、ご理解をいただいているところです」ということは、ご理解いただいたということですか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

はい、そのとおりでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

前回の質問の際、総務部長は、関係者と協議を行い、防犯灯設置については前向きに検討してまいりたいとの答弁でありましたけれど、この小中一貫校は、平成28年4月に開校の予定でありましたが、農区との話をご理解いただいたと、農区のほうにはご理解いただいたということですので、既に防犯灯は設置されたのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

お尋ねの道路につきましては、幸袋中学校の通学路に指定されておりますが、現時点ではまだ防犯灯は設置をしておりません。弁明をさせていただきますと、この道路に沿って、東側に旧道が通っておりまして、ここが幸袋小学校の通学路で防犯灯を設置しております。小中一貫校の開校に向けて通学路を一本化できるかどうか今、教育委員会に打診をしているところでございます。当該道路が通学路としてそのままということであれば、市が防犯灯を設置する基準にも該当いたしますし、既に予算のほうも確保しておりますので、遅くとも開校までには設置をいたします。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

今、教育委員会、総務部長の答弁では、通学路を一本化できないかということで、教育委員会に打診しておるところですということですが、一本化するのでしょうか。通学路というのは、生徒が通るところが基本的には通学路というふうに認定されると、それとともに、先ほど一中の件で質問いたしましたけれども、教育長は、自転車通学を許可する際には、保護者と経路をきちっと話をして、そこを通学路と認定するというふうになっておりますよね。そういうことを考えていったときに、一本化できるのかなと思うのですが、できるんですか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ご指摘のとおりでございますが、一本化ができればいいわけでございますが、片方は中学校の通学路、片方は小学校の通学路ということでございますが、特に小学校につきましては、1年生から6年生ということで、同じ児童というくくりの中におきましても、発達段階にある子どもでございますので、中学校のようなくくり方ができないということで、現在学校間協議を行っておりますが結論が出ていない状況でございます。今後も継続して協議は行っていく予定でございますが、先ほどの総務部長答弁のとおり、一本化ができない場合についての対応も考えていただい

ておりますので、その方向で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

あのね、だからどうするのって聞いているんですよ。あなた方、開校は平成28年の4月だったんですよ。1年延びたんですよ。結論を出すなら出すで、この春までに出しておかなければいけなかったじゃないですか。それをまた先延ばしにしている、しかも一本化はまだ検討中ですよということですけど、それは違うんじゃないですか、一本化になりますか。ならないなら、ならないとはっきり言って、通学路になりますから、予算もつけているのですから、総務部にお願いして早急に設置してもらいますというのが答弁じゃないんですか。そうはならないんですか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

先ほども申しあげましたように、やはり教育委員会といたしましては、児童生徒の通学上の安全確保ということが第一にはございますが、そのための条件整備ということで、防犯灯だけの問題ではなくて、そのほかの要因も検討する中で、最終的に結論を出すべき問題だと思っております。また、その整備の中でどのくらいの費用が要するのかということ、これも含めまして、市長部局のほうとも協議が必要でございますので、現在時間が余りないではないかというご指摘でございますけれども、早急に結論を出すということで、今しばらくお時間をいただきたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

余り細かく入りたくないですけど、幸袋一貫校も自転車通学の話は出てきているのではないかと思いますけど、いろいろな通学の方法が。であるならば、その歩道についても自転車通学とか、そういうことを考えていったら、やはり関係各者と協議していかなくちゃいけない。例えば、やはり歩道を通すんだったら警察とも相談があるでしょう。そういう面から考えていったときに、教育委員会として、きちんと考え方をまとめて、対応を早急にやっていただきたいと思えます。平成29年4月には幸袋小中一貫校は間違いなく開校できるんでしょう。であるならば、それまでには、それ以前にはもうその結論は出て、こういう形ですという報告をいただけるというふうに理解いたしますが、それでよろしいですか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ご指摘のとおりでございます。それに向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

続きまして、熊本地震に伴う廃棄物の運搬及び処理について質問させていただきたいと思えます。平成28年6月4日から熊本地震による発生した廃棄物の処理に取り組んでおりますが、この経過について説明をまずお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

熊本地震発生後の4月19日に、福岡県環境部廃棄物対策課のほうから県内各市町村に、熊本

地震により生じた災害廃棄物の処理支援に関しまして、受け入れ可能な廃棄物及び1日の受入量等の調査がございました。本市におきましては、受け入れ可能な廃棄物といたしまして、可燃性混合ごみで、1日当たり10トン程度の処理は可能であるというふうな回答をしておりました。また、5月10日に、再度福岡県のほうから、支援可能なパッカー車の台数と派遣人数等について再調査がございました。当時本市におきましては、西原村の災害支援を行っておりましたので、廃棄物の処理につきましても、支援に入る可能性があるということを県に回答しておりました。その後、正式に5月13日付で熊本市から福岡県を通して、県内各市町村に協力要請がございました。本市といたしましては、西原村への災害支援が5月31日をもって終了することと、その時点でいたしておりましたので、県を通して熊本市に支援の確認を行い、6月4日より、可燃性廃棄物の運搬及び処理の支援を行うということにいたしましたのでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

では、6月4日からの熊本市での廃棄物運搬等の活動の状況について、どのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

活動状況でございますが、まず、6月4日に職員の現場の状況確認も兼ねまして、3トンのパッカー車3台、2トンのパッカー車2台の合計5台、また、職員は課長以下11名の職員で熊本市東区戸島の災害ごみ仮置き場に向かいまして、手作業にて可燃の災害廃棄物を収集し、飯塚市クリーンセンターで約12トンの災害ごみを処理いたしております。また、6月6日からは同場所へ平日のみ毎日3トンパッカー車1台、2名体制にて災害ごみの収集を行い、飯塚市クリーンセンターにおきまして処理を行っている状況でございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

では、クリーンセンターの処理能力についてお尋ねいたしますけど、現在の飯塚市での廃棄物の処理能力の余力は、どの程度あるのかお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

飯塚市クリーンセンターでは、処理能力1日当たり180トンでございまして、90トンの熔融炉を2基設置し、交互運転をいたしております。現在のごみの処理量は、1日当たり90トン前後であることから、10トン程度の余裕はあるというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

10トン程度といいますけれど、飯塚市の熔融炉は、90トンの2炉ですから、交互運転ということで、今余力が10トンと言っておりますけど、フル活動すれば、単純に言えば90トンプラス10トンで、100トンまで可能ということによろしいんでしょうかね。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

そのとおりでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

6月4日に、熊本市と詳細に協議を行うということでありましたけれど、その際に、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理のような対処についての要望等があったのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

6月4日に、初めて災害ごみの仮置き場に参りましたが、想像以上の廃棄物が山積みとなった状態でごさいます。現地で熊本市との協議はできませんでした。その後、福岡県へ問い合わせましたところ、現在熊本県では、熊本県内の瓦れき等の処理計画を作成中であり、この計画をもとに熊本県内で処理できない分を、近隣県に協力の要請があるのではないかとされているということで、回答がございました。また処理計画ができるのが早くて、8月から9月頃というふうに聞いております。現時点では、広域処理要請はあっておりません。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

東日本大震災のとき、広域の瓦れき処理は、北九州に来たやつをここに控えて持っているんですけど、国から来ていたのが岩手県では57万トン、宮城県では344万トンということでありました。私どもも、その処理の現場を見に行っただけですけど、国はその際に、大きな焼却炉を何基も据えて瓦れきの処理に取り組んでおりました。そういう記憶があるんですけど、今度の熊本の震災は、6月16日の西日本新聞を見ますと、県内の建物の全半壊の建物は約3万500棟ということであるようでございます。書かれておりますけど。そして、災害廃棄物が最大130万トンになると推計されるということでもあります。先ほど部長がご答弁されておりましたけれど、今後熊本県のほうからやはり広域の要請があるのではないかと思います。私も、この質問をする際に益城町のほうに視察に行きましたけれど、まだまだ倒壊した建屋は手がつけられておりませんので、今後処理が始まっていくのだろうと思っておりますけれど、その場合要請があったら、一応うちは、フル稼働すれば100トンまでの余力があるので、できるだけ熊本県でありますので、また、近いということで、親戚とかいろいろ関係者多ございますので、早急な、やはり地域の復旧に協力していくべきだと私は思うのですけれど、そのような要望があれば10トンということじゃなく、フル稼働してでも取り組む考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

議員が言われますように、今回の地震は甚大な被害を及ぼした災害でございます。広域処理の要請があれば、本市といたしましても、可能な限りの支援を行っていきたいというふうに考えております。ただし、受け入れにつきましては、クリーンセンターで処理可能な可燃性混合ごみになるというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

ぜひ飯塚市は、前向きに検討するんだと、しているんだという事をアピールして、災害復旧に協力すると。熊本県民なり大分県民に対してやはり激励というか、そういう姿勢を示していただきたいと思っております。

続きまして「飯塚市自然環境保全条例」について質問いたします。よろしいですか。飯塚市で

は、平成18年10月10日に「飯塚市自然環境保全条例」が制定されて、自然環境の保全、安全な生活環境を守ってきているわけでありますが、自然エネルギーの太陽光発電所設置と自然環境との問題が話題となっております。そこでお尋ねいたしますが、この条例の第7条で事業計画に係る届け出について規定されております。その中で第7条には届け出の適用除外が定められておりますが、この7条で「(1) 農地法に基づく申請が必要な事業」、「(2) 都市計画法に基づく申請が必要な事業」については、届け出の適用除外となっておりますが、これに該当すれば条例上の届け出は必要ないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

当該条例第7条におきまして、事業計画面積が、1千平方メートル以上の事業を行おうとするものは、当該事業を開始する前に、事業計画を届け出ることとなっておりますが、農地法、都市計画法に基づく申請が必要な事業に関しましては、届け出は適用除外となっておりますので、質問者が言われますように、これに該当すれば、届け出の必要はございません。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

その第7条にある「(1) 農地法に基づく申請が必要な事業」、「(2) 都市計画法に基づく申請が必要な事業」とありますが、それぞれ必要な事業とは、どのようなものを指しておるのでしょうか。また、事業に含まれる比率などがあるのかどうか、適用ですね。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

まず、農地法に基づく申請に必要な事業とは、農地法におけます第4条、第5条にて規定されているもので、農地を住宅用地や工場用地などの、建設敷地や駐車場などの農地以外の用途に変更する場合の許可申請事業が該当いたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

次に、都市計画法に基づく必要な事業とはということでございます。建物を建てることを目的とした開発行為を含む全ての都市計画法に関する申請事業が該当いたします。両事業とも、含まれる比率などはございません。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

この第7条の適用除外に該当する事業のうち、太陽光発電事業に関する申請があっているのでしょうか、またそれが実施されているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

太陽光発電事業に係る申請等につきまして、平成27年度で答弁させていただきますが、太陽光発電設備敷として、農地法に基づく農地転用許可申請がされましたのが8件ございます。そのうち6件は、1千平米未満の事業が実施されております。次に、都市計画法に基づく申請につきましては、太陽光発電設備に係る施設は、都市計画法に関する開発行為に該当いたしませんので申請等はあっておりません。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

条例上、届け出があったものは当然把握できるでしょうけれど、届け出が必要でない事業についての情報の把握はどうなっておるのかお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

条例上届け出が必要とならない事業に関する情報につきましては、関係部署間での情報共有、また自治会等からの情報等提供によりまして、情報把握に努めているというのが現状でございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員にお知らせいたします。発言時間が3分を切っておりますのでよろしくお願いいたします。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

先ほど答弁がありました太陽光発電設備数として、農地法に基づく農地転用許可申請があつて、実施された太陽光発電事業については、例えば場所や事業規模の大小などについて規制をかけることができるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

農地転用におけます太陽光発電事業におきまして、場所や事業規模の大小などで規制をかけるなどができるかにつきましては、現状の農地法上の基準以外ではできませんので、規制をかけるのであれば、別途基準を設けることなどが必要と考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

農地法でも規制ができない、太陽光発電事業を行う際は、何も法に基づく規制がないということとなるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

そのとおりでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

では、市として何らかの対策を考える必要があるのではないかとと思いますが、何か対応ができますか。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

再生可能エネルギーにつきましては、全国的に促進ということで、全国的に太陽光発電設備事業が拡大実施されている中で、当事業に関する具体的な法整備がされておらず、そのことによりまして、本市も含め、全国各地で多くの問題が起こっているのが状況でございます。このことから、昨年的一般質問等でもご答弁させていただきましたが、本市におきましては、昨年6月下旬、

福岡県市長会を通じまして、太陽光発電設備の設置に関する法整備の必要性に関して、国へ強く要望をしているところでございます。また、本年4月14日にも宮若市で開催されました、県市長会総会にも同様の要望を行っているところでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員にお願いいたします。間もなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただきますようお願いいたします。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

3点目の質問に移らせていただきます。子ども・子育て支援事業計画に関連して、通告をしておりますので、これについてご答弁いただきたいと思っております。さきの3月定例市議会での一般質問では、保育所等に入所できない子どもたちへの対応についてお願いいたしましたけれど、その際事業計画が策定されて子ども・子育て会議が開催されていない、保育所等に入所できない子どもたちが予想を超えてふえていることに対して、対応を協議していないことが答弁でありましたが、これに対して内部協議を行い、この会議を開催して対応策について検討することを要望いたしました。これまでの対応はどうなっておるのか、また、これからの対応はどうするのか、お尋ねします。委員会での質疑の中では、保育士が足りないというのがいろいろな問題になっているのは承知しております。それについての対応をやはり国と一緒にやっていかなくちやいけないということは理解しておりますが、先ほど質問した内容についてご答弁いただいて、そのご答弁をいただいた段階で私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

初めに、この場をお借りいたしまして、3月議会での答弁のお詫びと訂正をさせていただきます。3月議会での一般質問の答弁におきまして、子ども・子育て会議の平成27年度開催の質問に対しまして「開催していない」とお答えしておりましたが、平成27年8月24日に実施をいたしておりました。内容につきましては、平成26年度が最終年度の飯塚市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の平成26年度事業の進捗状況と、後期計画5年間の総括及び子ども・子育て支援事業計画にかかわる事業の目標設定について、各事業の5年後の目標値の設定について審議をいたしております。次に、平成27年度の保育所、子ども園の入所状況について、開所時間の検討、平成29年度以降の新制度の認定こども園に移行する予定の幼稚園の報告をいたしております。また、私的理由による未利用者、潜在待機児童の解消に向けまして、3歳未満児の定員確保と保育士確保について努力したいとの報告を行っておりますが、特に質問意見等はあっておりません。しかし、3月議会でご指摘をいただきましたとおり、平成26年度策定の子ども・子育て支援事業計画における平成27年度の推計値に対し、実際の出生数が上回っていることを考えますと、議論いただくべきであったというふうに考えております。

私的理由による未利用者、潜在待機児童の問題につきましては、昨年、飯塚市私立保育協会から市長に対しまして要望書が提出され、この中で保育士不足の要因であります、保育士の処遇改善について協力が求められております。

今年度の私的理由による未利用者、潜在待機児童の状況や要望書を踏まえ、本年4月から、保育協会代表者6名の方と月1回の協議を行っております。平成28年度の子ども・子育て会議の開催につきましては、8月開催に向けて現在準備を行っております。その際、推計値よりも実際の子どもの数が上回っていること、平成27年の入所基準の緩和により入所希望者がふえていること、近年の女性の社会進出の増加から保育所等に預ける子どもの数がふえていることを踏まえた上で、私的理由による未利用者、潜在待機児童の状況の報告とその解消策につきまして内容を報告し審議していただくとともに、平成29年度中には、子ども・子育て支援事業計画の見直しも行わなければならないというふうに考えております。

これからの対応といたしましては、保育士の確保に全力を挙げ、私的理由による未利用者、潜在待機児童の解消に全力を挙げて図りたいというふうに考えております。また、保育士不足につきましては、言われております保育士の処遇改善が必要と考えており、私立保育園の協力も求めながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

3番 瀬戸 光議員に発言を許します。3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

災害予防対策、防災計画について、通告に従い質問いたします。

このたびの平成28年4月14日の熊本地方において、地震災害が発生し、多くの県民の方の尊い命や財産を奪うこととなりました。まず、命を失われた方々のご冥福を心よりお祈りいたしますとともに、被災された多くの皆様方にお見舞いを申し上げます。

平成7年1月17日、阪神淡路大震災、平成23年3月11日、東日本大震災、そしてこのたびの熊本地方の大震災から日本の各所で地震が続いておる状況の中、私たちの住む飯塚市において、もし大型の地震、また、いつ起きてもおかしくないといわれる南海トラフ地震の発生を想定した予防対策や防災計画について、お尋ねいたします。

まずはじめに、自然災害に対する予防対策について、1番、基本目標、災害に強いまちづくりについて、お尋ねいたします。本市の地域防災計画では、「第1章総則」の「第7節防災ビジョン」の「第2基本目標」に災害予防計画として、「第3節災害に強いまちづくり」について、記載されていますが、その基本目標の1番目に「災害に強い都市空間の形成を図り、快適で安全な市民生活を確立するため、公共空地等の設置、建物の不燃化や宅地の緑化、密集市街地の整備、狭隘な道路の改善を図るなど防災機能を強化する。」とあります。現在、どのように取り組んでいるのか具体的にお示してください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

昨今における大規模災害において、被害の拡大を抑えるためには、都市空間の再整備が必要であります。しかしながら現時点において、全てを短期間に完了させることは非常に困難であります。密集市街地等においては、再開発や区画整理事業、道路新設事業を行うことで、少しずつではありますが、災害に強い都市空間の形成を図っているところでございます。

具体的に申しますと、市民の方々が利用でき、国や地方公共団体によって管理されている空地には公園や緑地等があり、民間宅地開発等におきまして、都市計画法の基準に基づき、公園や緑地を設置するよう指導を行っております。

また、建物の不燃化につきましても、用途地域で商業地域については準防火地域としており、それ以外の都市計画区域内の用途地域については、建築基準法第22条に基づく屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行い、防火構造の建築物の建築を促進するなどの取り組みを行っております。今後の課題として、行政が将来を見据えたなかで実施できること、民間の力を借りて行うことなどを考え、災害に強い都市空間の形成を図っていかなければならないと考えております。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

基本目標の2番目に「大地震による人的被害の大きな要因となる建物倒壊・延焼火災を防止するため、被害の発生が予想される箇所における点検・整備、建物の耐震化、まちの延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。」とありますが、被害の発生が予想される箇所とはどこを指定しているのか具体的に示してください。また、点検・整備と書かれていますが、どのように行っているのか、あわせて教えてください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

本市には、大地震が発生する可能性が高いとされている活断層帯としては「西山断層」が分布していますが、将来の活動としては不明でありまして、地震は市内全域どこでも発生することを念頭に対策をとる必要があると考えております。しかし、その中でも福岡県が指定する土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり等の土砂災害のおそれがある「土砂災害警戒区域」、これが飯塚市内に928カ所ございますので、そこについては特に注意を払っているところでございます。また、急傾斜地などの定期的な点検等については実施しておりませんが、関係機関や住民からの情報があった際は確認をいたしまして、これの対策が必要な際は関係機関と協議を行い、実施することになります。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

住民などから情報があった際の対応を具体的にお示しください。また、延焼遮断機能や消防水利の強化を図ると書かれていますが、どのようなことを行うのでしょうか、あわせて教えてください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

ここ最近の対応で申しますと、2カ所の現地調査を行いまして、落石やのりの一部崩壊があり早急な対応が必要なため、実施に向けた協議を進めております。

延焼遮断機能とは、大震災等の市街地大火災を防止するために、幹線道路や河川、鉄道を骨格として活用いたしまして、沿線の不燃化により市街地を区切り、火災の延焼拡大を防止する機能のことでございます。将来的な市街地形成に向けては、「都市計画マスタープラン」にも明記しておりますように、建築確認申請時に建物の不燃化などを促進するとともに、都市施設の適切な配置として飯塚本町東地区区画整備事業、これにおいては、火災跡地に新たに区画道路の整備を行うなどの取り組みも行っております。

消防水利の強化といたしましては、建物等が建設される際には、消防庁の告示であります消防水利の基準、これにより、水利までの距離が基準外の場合は新設しているもので、本市全体としては強化されつつあるというふうに考えております。市内全域で考えれば、古くからの住宅地など河川やため池などの自然水利を活用している地域も存在しております。

○議長（鯉川信二）

すみません。お知らせいたします。機械の故障が生じていますので、発言残時間をペーパーをもってお知らせしますので、ご了承願います。3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

基本目標の3番目に「不適格なブロック塀・窓ガラス・看板等を除去し、倒壊・落下物による

被害を防止する。」と書かれていますが、これは市の所有物だけのことでしょうか。また、このような箇所の調査は、どのように行っているのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

これは市の所有物だけではなくて、市内全域に存在する不適格なブロック塀・窓ガラス・看板等を指しております。調査につきましては、日常行っております、道路パトロールによる目視調査、市民の方からの情報提供による把握となっております。代表的な例といたしましては、違法広告物の除去では、年2回の合同除却や通報による除却により、平成27年中には3291枚の除却を行いました。またブロック塀につきましては、1件の通報がありまして、所有者に是正を申し入れました。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

基本目標の6番目に「液状化が発生する危険のある箇所を事前に把握し」と書かれていますが、本市にそのような場所があるのでしょうか。あるのであれば、どこの地域で何らかの対策をとられているのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

福岡県が平成24年3月に作成しています、地震に関する防災アセスメント調査報告書では、下三緒から目尾にかけて南北の地域が、危険度が高いというふうに報告をされております。対策といたしましては、現時点では特にとっておりません。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

では次に、原子力災害対策について、お伺いします。大規模事故等応急対策計画の「第5節原子力災害対策」の基本目標に、「広域かつ長期に及ぶことが予想される原子力災害に対応するため、情報の収集、伝達、観測体制、広域避難の受け入れなどの必要な措置を行う。」と書かれていますが、観測体制については、どのように行うことを考えておられるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

大規模事故等による原子力災害が発生した場合は、国・県が中心となってモニタリングを行うこととなり、本市では飯塚総合庁舎にモニタリングポストが設置されております。その情報は県の災害対策本部を通じて即座に提供されることとなっております。県からの要請があれば本市災害対策本部の総務班がモニタリングを共同して行うこととなっております。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

では次に、自主防災組織の育成強化対策について、お伺いします。「第2章災害予防計画」の「第2節災害に強い組織・ひとづくり」の「第2自主防災活動の推進」に育成強化対策があり、その中に育成強化の活動内容として「自治会等、地域コミュニティへの個別指導・助言」、「地域コミュニティごとの訓練・研修会の実施」と書かれていますが、具体的にどのように行っているのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

自主防災組織に関する説明などを希望される自治会などに対して、飯塚市防災危機管理監及び防災安全課職員が当該自治会公民館などに出向きまして、パワーポイントにより各種資料やデータを使用した自主防災組織の概要に関する講話や自治会ごとの個別指導・助言を行って、組織の育成を促進しているところでございます。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

ここでは、育成強化策として上げているのに、希望があればやりますという姿勢なのですが、大丈夫なんでしょうか。防災安全課として積極的に推進しておられないのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

自治会やまちづくり協議会単位での自主防災の組織化に関しましては、防災安全課としても積極的に推進をしているところでございます。しかしながら、その必要性を感じていただいている組織がまだ多くはなく、いかに理解していただけるかを模索しているところでございます。今年度、平成28年度につきましては、新たな取り組みといたしまして、自治会長が推薦するリーダーに対して、防災リーダー養成研修、全6講座を開催いたしまして、組織化につなげていきたいというふうに考えております。ここにつきましても、先ほど紹介した一昨年から配置しております、防災危機管理監を中心として、積極的な働きかけを行っております。今後もあらゆる機会を通じて、啓発を行い、育成強化に努めてまいります。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

事業所などにおける主な防災対策及び防災活動として「火災その他災害予防対策」、「施設耐震化の推進」と書かれていますが、どのように取り組まれているのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

災害予防対策については、防災安全課が自治会等と同様に事業所等に向けても防災講話を行い、火災、その他災害予防対策を行っており、昨年度は、防災センターで5件実施いたしました。公共施設の耐震化の推進については、建築課のほうで耐震改修促進法に準じて優先順位を作成し、所管課と打ち合わせを行いつつ検討いたしております。また民間施設については、耐震改修促進法の改正により耐震診断を義務付けされた不特定多数の者が利用する大規模建築物に対しまして、平成27年度より補助制度を設け、対象者には県と連携し、耐震改修を推進する取り組みを行っております。具体的には、耐震改修促進法に基づく民間施設の所有者に対して、福岡県から法に基づく指導等が行われます。所有者が耐震改修の意思があれば、国に対する補助申請手続を県と連携して取り組んでおります。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

では次に、建築物の耐震化・液状化対策について、お伺いいたします。「第2章災害予防計画」の「第3節災害に強いまちづくり」の「第2建築物の安全化」に建築物の耐震化・液状化対

策があり、その中に「地震ハザードマップ（揺れやすさマップ・危険度マップ）を作成」と書かれていますが、作成されているのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

本市は、現時点では作成には至っておりません。市単独での作成というのは困難な状況でございます。県とも協議を行いながら、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

よろしく申し上げます。建築物の耐震化・液状化対策の「一般建築物の耐震化対策」の既存建築物に「耐震改修相談窓口の開設、耐震診断講習会を開催」と書かれていますが、どのように取り組まれているのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

耐震改修相談窓口につきましては、建築課のほうで平成26年度より木造戸建て住宅の耐震改修における補助制度を設けておりまして、市報・回覧・ホームページ等の手段により通知をいたしまして、電話相談を受け、耐震アドバイザー制度を活用した耐震診断を促す等の活動を行ってまいりました。現在、耐震診断の結果に対する相談もありまして、対象者には改修工事を行う上での相談に対応しており、本年度6月15日までに、41件の問合せ等がっております。また、民間施設に対しましては対象となる施設所有者に対して、県と連携して耐震改修を推進する取り組みを行っております。耐震改修促進法により、市町村は耐震改修促進計画を作成する努力義務が課せられておりまして、福岡県耐震改修促進計画に準じて、建築課において飯塚市耐震改修計画を作成し、県と連携して耐震改修を推進する取り組みを行っております。

耐震診断講習会につきましては、今のところ開催しておりません。住まいの耐震に関するセミナーにつきましては、福岡県住宅センター事業を活用し協力を得て行っているところでございます。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

では、その他の建築物等の安全対策に8項目あり、それぞれ安全対策指導を行うとありますが、その進捗状況をお聞かせください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

8項目のうち1つ目、特殊建築物等の審査・指導に関しては、これは福岡県において実施されております。2つ目のエレベーター閉じ込め防止は、所有者及びメーカーに依存しているところがある現状でございます。3番目の窓ガラスの落下防止については、先ほど来ちょっと、ご答弁申し上げておりましたが、市民からの情報提供により、指導を行うこととなります。ブロック塀などの倒壊防止については、これも日常行っている道路パトロールや市民からの情報提供により、指導を行うなどの対応を行っている現状でございます。5つ目の工事中の建築物に関しましては、飯塚市が工事発注を行う場合には工事現場の安全対策について、労働基準監督署に書面にて報告を行い、安全パトロールを実施しております。6つ目の公共施設及び危険施設の点検整備については、関係機関が所管する施設について、日常的な監視や通報による点検を行い、民間が

所有する施設については、監督官庁を通じて指導を行っていることが現状でございます。7つ目のその他対策につきましても、市民からの情報提供や道路パトロールを利用して、対応を行っている現状でございます。8つ目の建物内の安全対策に関しましては、各施設管理者が備品等の転倒、落下物等の防止を行っております。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

では、次に浸水想定区域等の把握及び住民などへの周知について、お伺いいたします。第3節の「第6風水害予防対策の推進」にある浸水想定区域等の把握及び住民などへの周知の中で「地下空間の浸水対策」が書かれていますが、本市でそのような場所があるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

地下空間は、飲食店など市内で2件存在しておりますが、特に指導などの対策は行っていない現状でございます。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

では次に、土砂災害警戒区域等の把握及び住民などへの周知について、お伺いいたします。第3節の「第7土砂災害予防対策の推進」にある土砂災害警戒区域等の把握及び住民等への周知の中に「土砂災害ハザードマップ等」と書かれていますが、作成はされているのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

これは作成をさせていただいております。飯塚地区を6地区、穂波地区を2地区、筑穂地区を3地区、庄内地区を3地区、颯田地区を2地区に分割して作成しております。平成25年、26年度にかけて、全戸配付いたしまして、市のホームページでも公表をいたしております。また、必要な方には防災安全課の窓口で配布をいたしております。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

では次に、原子力災害予防対策の推進について、お伺いいたします。第3節の「第11原子力災害予防対策の推進」にある小型放射能測定器の導入と観測体制の整備の中に「平常時から小型放射能測定器による定点観測・定期観測を実施し、放射線数値情報の収集・分析・公表を行う体制の整備・強化を図る」と書かれていますが、どのように計画されているのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

本市には、先ほどご答弁しました県のモニタリングポストが飯塚総合庁舎に設置にされましたので、現時点で特に、計画に記載の小型放射能測定器による観測は行っておりません。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

では、「第11原子力災害予防対策の推進」にある放射能等に関する知識等の普及・啓発の中に「放射性物質や放射線に関する知識、避難時の留意事項、汚染の除去等に関する知識の普及・

啓発を継続的に行う」と書かれています、行っているのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

お尋ねの放射能等に関する知識等の普及・啓発等に関しても、今のところ計画には掲げておりますが、現時点ではできていない状況でございます。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

災害は忘れたころにやってくると言われます。起きてしまえば、相当な被害に見舞われることが予想され、だから起きたときに、少しでも多くの市民の尊い命と財産を守るということで、このような地域防災計画を作成されたと思います。今までお聞きしたところ、予防に関しては、まだまだ手つかずや進捗できていない項目が多いと感じました。被災後の復興には長い時間と莫大な費用がかかります。しかし、町並みや道路、建物は少しずつつくられていきます。でも何よりも大切な命は落とすと戻りません。どうか、一人でも多くの市民の命を守るために、予防対策を真剣に捉えて実行していただくことを強く要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

では次に、飯塚市観光振興基本計画について、お尋ねいたします。飯塚市観光振興基本計画書は、平成20年3月に作成され、平成29年度までの10年間の計画で、あと残すところ1年となっていますが、この計画を策定された目的を教えてください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

飯塚市におけます観光の振興は、総合的な観光産業の振興による収入の増加や多くの来訪者を迎えることによるにぎわいの創出はもちろんのこと、さらに観光を通じた市民参加型の観光のまちづくりによって、飯塚市を持続的に発展させていくことを目的に、観光を生かしたまちづくりを効率的に進めるための指針として策定いたしましたものでございます。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

では、収入の増加とは具体的にどのようなことを考えられていますか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

観光客の行動は、観光施設だけにとどまらず、交通や宿泊、飲食や特産品、お土産の製造など、さまざまな産業とのかかわりを生み出すものと考えております。本市といたしましても、市内で宿泊、飲食を行っていただき、特産品やお土産を買っていただくことなどで、関連業者等を含めた収入の増加を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

それには定住促進も踏まえておられるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

平成20年3月に策定いたしました、飯塚市観光振興基本計画書におきましては、定住促進に

つきましては、明記いたしておりませんが、観光産業を振興することで、結果として、定住につながるのではないかと考えているところでございます。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

では、飯塚市観光振興基本計画の中で、毎年度、点検をし、必要に応じて随時見直し、改善するとありますが、改善された経緯があれば、見直した時期と内容、その理由をお示しく下さい。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

平成20年3月の策定以来、毎年点検を行ってまいりました。飯塚市観光振興基本計画書自体の改善は行っておりませんが、作成後5年を経過いたしました平成24年度に、本市の観光の現状と課題の再調査を国の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、飯塚観光協会に委託し、旧伊藤伝右衛門邸などの観光施設7カ所及び市内企業等42社を対象にアンケート及びヒアリング調査を行い、再検討・分析した結果を踏まえまして、実施計画において、「食」、「交通」、「情報」に関する提案を受けたところでございます。この提案を受け関係団体と協議を行い、「食」につきましては、平成25年度、飯塚観光協会より観光パンフレット「いいね 飯塚」を発行いたしまして、ホルモン、ラーメンのPRを行ってまいりました。「情報」につきましては、平成24年度、さらなる飯塚の情報発信を行うため、飯塚観光協会におきまして筑豊アイドルグループ「Smile」を「いづか観光PR隊」に任命し、各種イベントにおいて本市のPRを行ったところでございます。また、飯塚観光協会と連携し、車によるモデルコースといたしまして、3時間コース、5時間コース、7時間コースを作成するとともに、公共交通機関によるモデルコースといたしまして6時間コース、8時間コースを作成し、飯塚観光協会のホームページを活用して周知いたしているところでございます。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

では、この9年間にどのようなことを行い、どのような成果があったのか。具体的にお示しください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

飯塚市観光振興基本計画書の策定以降、平成21年度には「端午の節句展」、平成22年度には、「秋の企画展」を旧伊藤伝右衛門邸におきまして開催するなど、観光入込客数の増加のための企画を実施してまいりました。特に、平成26年度に旧伊藤伝右衛門邸で開催いたしました「村岡花子と白蓮展」では、NHK朝の連続テレビ小説「花子とアン」の影響もあり、旧伊藤伝右衛門邸の年間入場者数が31万4979名を記録いたしまして、開設いたしました平成19年度の入場者数23万8413名と比較し、7万6566名増加いたしました。

また、平成27年10月からは、専門的ノウハウをもった事業者には「観光客等誘客事業」を委託し、インバウンド事業の取り組みを進めており、その一つの成果といたしまして、本年4月から6月までの間、4回の「韓国演歌歌手ツアー」を誘客し、1059名の参加者が本市を訪れ、中心商店街を散策いただいたところでございます。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

では次に、飯塚市のイメージアップになったと思われる点があればお答えください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、平成26年度に放送されましたNHK朝の連続テレビ小説「花子とアン」による影響は大きなものがあったのではないかと考えております。また、昨年はユネスコ世界遺産委員会におきまして、明治日本の産業革命遺産が、世界文化遺産に登録されたところがございますが、その中におきまして、北九州市の官営八幡製鉄所、大牟田市の三池炭鉱が登録されるなど、石炭産業が注目されるとともに、平成27年度に放送されましたNHK朝の連続テレビ小説「あさが来た」では、主人公モデル、広岡浅子氏が潤野炭鉱の事業にかかわったということも、飯塚市のイメージアップにつながっていると考えているところでございます。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

では、飯塚市観光振興計画書の32ページに、平成29年目標達成指標の数値目標が示してありますが、これは達成できるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

飯塚市観光振興基本計画書にございます、観光入込客数につきましては、平成29年度355万人を、観光消費額につきましては、53億円を数値目標として掲げておりますが、最新の調査でございます平成26年度の状況といたしましては、観光入込客数が217万人、観光消費額が58億円となっております。観光消費額につきましては、数値目標を達成いたしておりますけれども、観光入込客数につきましては、数値目標に到達していないのが現状でございます。29年度には、インバウンド事業への取り組みを強化し、観光入込客数、観光消費額ともに目的達成できるよう努力してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

しかし、58億円もの経済効果があったということであれば、成功したということで、今後にも期待したいと思います。

次に、筑豊地区観光協議会での各市町村との連携した計画はどのような計画か、具体的にお示しくください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

筑豊地区観光協議会におけます、長期的な計画はございませんけれども、筑豊地区観光協議会総会を毎年開催し、当該年度の事業計画を策定いたしております。これまでの事業の内容でございますが、雑誌での各市町の観光スポットの掲載や観光担当者セミナーの開催等がございます。また、平成22年度には、歴史遺産や行楽スポット等の情報をまとめた「筑豊の旅」の作成や平成25年度には「筑豊地区観光モニターバスツアー」を実施いたしております。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

では、その計画に対しての活動の成果は、どうなっておられるでしょうか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

筑豊地区観光協議会におきまして、訪問されたお客様に調査を行ったわけではございませんが、雑誌によるPRや「筑豊の旅」の作成、「筑豊地区観光モニターバスツアー」の実施等により、筑豊地区を知ってもらうという意味からでは、一定の効果はあったのではないかと考えているところでございます。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

よい計画だとは思いますが、もっと回数をふやすことはできないのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

筑豊地区観光協議会におけます、予算の関係もございしますが、協議会の会議等で提案してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

ぜひ、よろしく願いいたします。では次に、今後どのような連携活動を行っていくのか、お示してください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

今後の観光事業は飯塚市のみならず、筑豊地区全体で観光地としてPRし、さらなる観光客の誘客を行う必要があると考えております。筑豊地区観光協議会といたしましては、各市町の観光素材をブラッシュアップするとともに、新たな観光素材の発掘を行い、周遊ルートの確立を行っていく必要があると考えているところでございます。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

私もそう考えます。さらに頑張って、本市がリーダーシップをとりながら進めていただくよう、よろしく願いいたします。

次に、筑豊地区観光協議会加入の各市で観光バスが立ち寄れる場所は何カ所ぐらいあるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

筑豊地区観光協議会において、調査を行ったわけではございませんが、本市による聞き取りでは、飯塚市の旧伊藤伝衛門邸をはじめ、直方市の福地山ろく花公園、田川市の石炭歴史博物館など、筑豊地区で複数の観光バスが立ち寄れる場所は、合計で約40カ所ほどあると考えております。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

J A飯塚が国道200号線沿いに、約5千坪を使用した産地直売所を計画してあるみたいですが、把握されておられますか。わかればお答えください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

平成27年12月22日に飯塚市道の駅構想についてという提案書を受け取っております。その提案書によりますと、J A福岡嘉穂は、合併して19年目を迎え、これまでの農業協同組合の理念並びに農協法に基づき、相互扶助の精神のもと、農業者の生活と営農を守り、向上させることを念頭に飯塚市の推進する農業政策に連携協力して、広域的な事業を進めてこられました。これからも飯塚市の農業振興を進めていく上で、J Aが考える農商工連携による地域活性化の推進に向け、その拠点となる施設として、飯塚市道の駅構想の企画書を提案するものだというふうになっております。また候補地につきましては、現時点では1カ所に限定しているのではなく、交通量の多い国道200号線と飯塚庄内田川バイパスの交差点付近を中心とした半径5キロ以内を前提とするとなっております。

次に、管理運営等につきましては、飯塚市による施設整備や管理運営委託等について協議させていただきたいとなっておりますが、本市といたしましては、卸売市場の移転等の問題も抱えております。その結論も出ておりませんので、その後、具体的な話の進展はございません。

○議長（鯉川信二）

3番 瀬戸 光議員。

○3番（瀬戸 光）

さらに観光行政を推し進めて、魅力あるまちづくりに貢献していただきますようによろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。

4番 勝田 靖議員に発言を許します。4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

まず、私の手元に、昨年の11月から最近ぐらいまでの、こういう新聞記事を集めたんですが、ファイルしていたのですが、大体1週間に1回ぐらい子どもの貧困にかかわる新聞記事がしょっちゅう目にするわけです。その中で、この記事の中で、「教育格差、見えぬ出口」であるとか、「貧困連鎖奪われる未来」、「母と子3人所持金200円」、「無料食堂響くおかわり」といった文言を目にすることが非常に多くなりました。もちろん、これは経済的に貧困状態にある子どもの実態やひとり親世帯の母親が必死に生きる姿等を記事にした内容なんです。もちろん私自身も、こういった記事を最初目にしたときに、今どきの日本にこんな貧困の状態とか子どもなんて存在するのかなと疑問を持ったのは事実なんです。しかし、2013年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されて以降、6人に1人が貧困であると当時は報道されてきました。さらに、就学援助を受けるなど、経済的に貧困状態にあると推測される18歳未満の子どもが九州7県で約42万人に上がることが、2013年から2014年の統計データをもとにした

西日本新聞の試算で明らかになっております。これは全体の19.4%でほぼ5人に1人の割合の計算になります。同じ手法で試算した全国平均は15.6%ですが、九州の深刻さが浮き彫りになったといえます。県別の貧困率では福岡が23%と最も高く、鹿児島21.3%、長崎18.5%と続いています。こういった報道を目の当たりにしますと、これが現在の日本の貧困状態にある子どもたちの実態だと見過ごすわけにはいきません。少子高齢化が進む中、飯塚市が「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」の将来像の実現に向けてまちづくりを推進していく上でも、子どもの貧困対策を早急に取り組む必要があると考え、今回の質問をさせていただきます。

最初に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の概要について、お尋ねします。どのような法律概要になっているのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

この法律は、大きく3章から構成されております。第1章総則では主に「目的」、「基本理念」、「国、地方公共団体、国民の責務」などが定められております。第2章基本的施策では主に「子どもの貧困対策に関する大綱について」、「教育、生活、保護者に対する就労、経済的支援」などが定められ、第3章では「子どもの貧困対策会議」について定められております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

総則・基本的施策・子どもの貧困対策会議の、大きくこの3章で構成され、特に、第2章の基本的施策の中には、第10条の「教育支援」から第13条の「経済的支援」が書かれているということですね。

では、次に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定された意義と目的についてはどうなっているのでしょうか。あわせて、貧困という言葉には、2種類の定義があると思うのですが、それはどのようなことでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

法律の意義と目的につきましても、日本の将来を担う子どもたちは国の一番の宝であり、貧困は、子どもたちの生活や成長にさまざまな影響を及ぼしますが、その責任は子どもたちにはありません。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としております。

貧困の定義についてでございますが、貧困には2種類の定義がございます。一つは「絶対的貧困」。これは、生命を維持するために最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態のことを指します。例えば、途上国で飢餓に苦しんでいる子どもや、ストリートチルドレン等がこれにあたります。もう一つの定義は「相対的貧困」でございます。これは、その地域や社会において「普通」とされる生活を享受することができない状態のことを申します。その人が生きている社会の「普通の生活」との比較によって相対的に判断されます。「貧困」の基準が、その人が生きている国、地域、時代等によって変化することが「絶対的貧困」との一番の違いといえます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

次に、厚生労働省は、「国民生活基礎調査」を平成19年度から実施しておりまして、貧困率を算出して、子どもの貧困率を出しているようですが、1980年以降、日本全体の貧困率も上昇しているとされ、子どもの貧困率は、特に早いペースで上昇していると分析しております。特に、貧困率が上昇している世帯は、「ひとり親と未婚子のみ世帯」だそうです。

そこで、飯塚市において、子どもの貧困の連鎖の実態と申しますか、状況について、どのような把握をされていますか。また、その対策についてもお答えをお願いします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

本市の現在の実態につきましては、ひとり親家庭が受給できる児童扶養手当の受給者数が、28年4月分で全額支給が1162世帯で子どもは1989人、一部支給は752世帯で子どもは1072人でした。合計で1914世帯、子どもは3061人となっております。所得と扶養によりまして、全額停止の人数は107人です。

ひとり親家庭の実態につきましては、本年5月末で母子世帯2654世帯、児童4429人、父子世帯486世帯、児童780人、養育者世帯は79世帯、児童105人となっております。なお、ここで申します児童とは、児童福祉法で規定されているものです。

内閣府男女共同参画白書22年度版では、少し古いですが、ひとり親世帯のうち年収200万円未満が7割というデータがあり、貧困の原因といたしましては、不安定な非正規雇用につきやすい就労構造があるようです。

行っている対策につきましては、ひとり親家庭支援事業として、高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業、自立支援プログラム策定事業、ひとり親家庭日常生活支援事業等、また、利用料の減免事業といたしまして、保育所や認定こども園の保育料や授業料のひとり親減免、児童クラブ利用料の減免、幼稚園就学奨励費等経済的支援といたしまして減免制度がございます。このほか、県のひとり親家庭の学習支援事業といたしまして、飯塚市母子寡婦福祉会が毎週土曜日に市内1カ所の公民館で実施をされています。また、全国各地で実施されています「子ども食堂」につきましては、市内2カ所で開設されています。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

飯塚市においても、ひとり親家庭の学習支援事業が1カ所、公民館で毎週土曜日に開催されているということ、さらには子ども食堂が市内2カ所で実施されているとお伺いし、ほんの少しですが、安心しております。一昨日の新聞にも、北九州八幡東区のほうですかね、NPO法人が7月から9月まで、当初は週2回程度、子ども食堂を開催し、10月以降は毎日開催するというふうな、こういった話も聞いております。

ここで、少し話が変わるんですが、ここに、ことしの1月にあった新聞で、「ひとり親・時間も貧困」、僕は貧困は経済的支援が主であるかなと思って考えていたんですが、時間の貧困という言葉自体も非常に興味を持ったんです。ひとり親世帯というのは、一般的に所得の貧困に加えて、食事や育児、労働に忙殺される時間の貧困にも陥っているケースが約3割近くもあると言われています。つまり、他の世帯より圧倒的にこういうことが多いということは、時間の貧困で子どもと親が接触する時間が非常になくなり、子育てにも大きく影響するという、そういった悪循環を招いているのではないかなと思っています。そんな中で、時間の貧困の定義として、こういうふうに言われています。各世帯の大人の持ち時間から家事や労働時間などを引き、マイナスになればそれが時間の貧困というふうな数式があるわけですが、低賃金の現状では、長時間労働を余儀なくされ、時間の貧困はなくなり、睡眠時間を削るなど健康へのリスクも上がってきます。子育てしている困窮家庭への現金支給など、思い切った政策が必要ではないかと私は考えま

す。

先ほど、部長の答弁の中でひとり親世帯の実態についての報告がありました。また、実態に応じた対応策と各種の支援事業等の報告もありましたが、そういった事業や支援策がごく一部の人たちだけにとどまることがないように、啓発や周知徹底にも力を入れてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、国は昨年、「子どもの貧困対策に関する大綱」を作成し、「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して」というふうに定められ、子どもの貧困の連鎖、つまり子どもの背景にある親の貧困も含めた対策を本格的に、国は取り組み始めたと聞いております。先ほどの法律の第10条から13条のいろんな4つの支援について、飯塚市では、どこが担当部署として取り組み、対応しているのか、お尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

まず、「教育の支援」につきましては学校教育課が担当しております。「生活の支援」、「子どもの保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」につきましては、子育て支援課が主にかかわっておりますが、それぞれの支援について、今申し上げました課だけが担当というわけではなく、関係する部署と連携し合いながら複合的に行っていくことが貧困対策につながっていくものと考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

私は特に、第10条から13条、その4つの支援ですが、将来の飯塚市を担う子どもたちのためにも、しっかり関係各課が重複した連携のもとで、支援計画に従って確実に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、子どもの貧困の連鎖を断ち切るために、市として何か考えをお持ちでしょうか。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の第3章には「子どもの貧困対策会議」について定められていますが、市ではどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

今年度、県事業の「放課後児童クラブ学習支援事業」を8月より実施するよう、現在準備を進めております。この事業は、市内の全児童クラブにおきまして、学習指導ボランティアを配置し、学習習慣の定着・学力向上を目的とした学習支援事業でございます。

平成28年度に、国が「ひとり親家庭実態調査」を行うこととなっておりますが、その調査資料を参考にいたしまして、平成29年度に子どもの貧困対策について検討したいというふうに考えております。

また、「第2次子ども・子育て支援事業計画」を平成31年度に策定するために、平成30年度にニーズ調査を予定しております。その中で、「飯塚市の貧困調査」を行い、本市の状況を把握したいと考えております。その調査結果を検証いたしまして、実態に合った子どもの貧困事業計画を作成できるよう進めてまいりたいと考えております。

「子どもの貧困対策会議」につきましては、「飯塚市子ども・子育て会議」の専門部会としての設置を検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

ただいまの答弁をお聞きしていると、国で実施するひとり親家庭実態調査を参考にして、平成29年度に子どもの貧困対策について検討していききたいというか、検討していききたいという言葉が幾度となく出てきたんですが、やはり「子どもの貧困対策会議」については、「飯塚市子ども・子育て会議」の専門部会で設置することを検討しておるとのことじゃなくて、緊急かつ早急な課題として捉えてほしいとそういうふうに考えます。今の答弁、若干疑問を感じるんですが、今後進捗状況だとか、そういったことを踏まえて、継続的な質問をしていききたいと思いますので、しっかり対応をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、教育部にお尋ねしますが、私自身、子どもの貧困対策で最近知った言葉があります。チャンス・フォー・チルドレンという言葉なんですが、このチャンス・フォー・チルドレンに対して、どのような考えをお持ちか、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンでございますけれども、主に経済的な理由によって塾、予備校、習いごと、スポーツ活動、文化活動などの学校外教育を受けることができない子どもたちに学校外教育の機会を保障することを目的に活動されており、子どもの貧困対策の一方策であるというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

家庭の経済格差から発生する子どもの教育格差を解消し、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目的に立ち上げられたこのチャンス・フォー・チルドレンというボランティア団体ですが、この団体は寄付金を資金源にして数多くの児童生徒の教育支援を行っています。飯塚市においてもこのような団体がぜひ欲しいと思いますし、私自身、何かを起さねばと考えている次第です。

政府は平成26年1月に教育支援、生活支援、親の就労支援、経済的支援を4本柱とする「子どもの貧困対策推進法」を施行したわけなんですけども、その年の予算の概算要求として、厚生労働省は約223億円、文部科学省は約37億円を盛り込んだと聞いております。現実には、日本国内には経済的な理由で教育を十分受けることができない子どもたちがたくさん存在しているという実態も明確になっております。さらに、生まれた環境によって子どもたちの将来が左右されることがあってはならないと私は考えます。子どもの貧困対策に関する基本方針にある、第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない施策の実施、子どもの貧困の実態を踏まえること、教育の支援で、学校の子どもの貧困のプラットフォームと位置付け、総合的な施策を実施していくことを積極的に取り組んでいただきたいと思います。見解をお願いいたします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

3点ございましたけれども、まず1点目の「切れ目のない施策の実施」につきましては、保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校といった接続する学校間の連携を強化し、相互の情報交換や共同体制の充実を図ることを通じまして、貧困にある子どもへの支援や配慮等が切れ目なく継続できるように取り組んでまいります。

また、「子どもの貧困の実態を踏まえること」や3点目の「学校を貧困のプラットフォームと位置付けた総合的な施策」につきましては、就学援助及び奨学金制度につきましては、学校を通じて各ご家庭への周知を図るとともに、児童生徒の実態やその家庭状況を把握できる立場にあり、学校に対して「貧困により児童生徒が困窮する状況にあること」を把握した場合は、関係機関等と連携し、その改善に努めるよう指導するなど行いまして、取り組んでまいりたいと考えており

ます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

貧困の連鎖を断ち切るためには、私は、何といたっても家庭への支援が必須だと考えます。子どもの生活実態がよく見える学校現場から福祉へとつなぐ必要があり、また、福祉から見えてきた課題を学校へとつなぐ必要があると思うわけです。

特に、教育部へのお願いですが、先ほど貧困にある子どもへの支援や配慮等が切れ目なく継続できるように取り組んでまいりますという答弁を受けましたけれども、例えば、不登校児童生徒に対する支援対策においても、学校現場と教育委員会、適応指導教室やその他関係機関は、子どもが義務教育終了まではいろんな連携等をとって支援策を講じるわけですが、義務教育終了後のつなぎはどうなっているかということなんです。不登校等の要因は、いろんな複雑化した課題が根っこにあり、支援施策は切れ目なく継続して取り組んでいく必要があるわけです。しかも、不登校状態の児童生徒を詳しく観察・分析していますと、意外に、ひとり親家庭という実態にたどり着き、驚かざるを得ません。平成25年8月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の第8条の規定に基づき、「子どもの貧困対策に関する大綱」が定められ、そこに明記されているように、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、市をあげて取り組んでいただくことをお願いして、この質問を終わります。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

次に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」についてですが、これは3月議会にも質問させていただきましたが、その際には、飯塚市役所における女性管理職の実態・登用方法・選考に関して、女性管理職としての必要な資質等について回答をいただきました。その後、教育関係を言っていたんですが、時間の関係で最後までたどり着くことができませんでしたので、改めて今回質問をさせていただきます。そこで、再度、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の概要をお尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

いわゆる「女性活躍推進法」の概要でございます。みずからの意志によって職業生活を営み、また、営もうとする女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために、男女共同参画社会基本法、この理念にのっとりまして、男女の人権が尊重され、かつ急激な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を目的といたしまして、昨年平成27年8月に制定されております。

その基本原則として3つございますけれども、まず1点目に、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及び活用と、性別における固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること、2点目といたしまして、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能とすること、3点目でございますが、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと、この3点を基本原則として制定されたものでございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

その中で教育部にお尋ねしたいのは、1点目なんですね、主に。そこで、平成26年度末校長昇任の女性管理職の数は、小中学校とも0人、また、教頭昇任の女性管理職の数は、小学校が0人で中学校が1人という報告があったわけです。そこで、平成27年度末における女性管理職昇任の実態はどうであったのか、お尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

平成27年度末ということですが、平成28年度における学校長の昇任者は5名でございます。そのうち女性は2名で、割合といたしましては40%となります。副校長・教頭につきましては、昇任者4名、そのうち女性は2名で50%という状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

本年度の管理職昇任結果から見てみますと、中学校においては、管理職の男女数は全く同様な数で変化はなかったようですが、小学校の場合は、女性校長の数が昨年の8名から9名にふえ、先ほど言われていました約40%を超える、41%を占める割合になっているんですね。さらに、女性教頭の数も昨年の2名から4名になり、10%から20%の割合に増加しています。こういった教育現場に女性管理職の増加現象が表れてきたことは大変喜ばしいことでもあるし、女性の教職員も新たな目標なり指標が定まってよいのではないかと考えます。管理職登用については、3月議会で部長が任命権者である県教育委員会の定める「平成28年度県費負担教職員の人事異動方針」に「管理職任用にあたっては、全県的かつ長期的視野に立って人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、若い人材及び女性の登用を積極的に図る」とあり、この方針により県教育委員会が市町村教育委員会の内申をもって登用を行うものと答弁されております。そこで、一般的に主幹・教頭及び校長任用候補者選考試験を受験する際の県教育委員会が定める受験資格といたしますか、資格要件はどうなっているのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

まず、校長任用試験の受験資格について申し上げます。教頭経験2年以上で昭和34年4月2日以降に出生した者でございます。教頭任用試験につきましては、昭和34年4月2日以降、昭和51年4月1日までに出生した者であり、かつ、平成29年4月1日現在、教職経験が10年以上の者となっております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

そこで、一昨年から資格要件で変更された、大きく変わったところですかね、そういうところはありませんでしたか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

先ほど申し上げましたが、平成26年度に実施されました平成27年度校長任用候補者試験、これから、教頭経験の資格要件、過去3年でございますものが2年以上に変更になっております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

つまり、校長受験者の教頭経験年数が3年から2年に変更があったということですよね。では、教頭もしくは校長に昇任するとき、一般的に大体皆さん何回くらい受験して昇任されているのでしょうか。お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

本件につきましては、先ほどの議員のほうにもご説明いただきましたけれども、任命権者は県の教育委員会でございます。私ども市の教育委員会といたしましても、この任用にかかわる内申の部分は担ってなっております。しかし、議員のご質問にどうお答えするかということで、県の人事にかかわる問題でございますので、問い合わせをさせていただきました。私どもといたしましては、内申を行うという立場で最大限ご期待に沿いたいというような意向で確認をいたしました。任用にかかわる問題については答弁を控えるようにというお話でございましたので、今回の答弁については差し控えをさせていただきますので、ご了承をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

本当はここでありがとうございましたと言いたいところなんです。県教育委員会からの指導もあり、回答を控えますと言われているんですが、県教育委員会のどなたが、市教育委員会にどのような指導をされたんですか。私自身この回答をいただいて、すぐ筑豊教育事務所のトップに確認をさせていただきました。市教委が答えできないと言うのであれば、これ任用そのものを質問しているわけじゃないんですよね。それであれば、自分自身の経験で言いますと、私自身も教頭試験は2回ほど受験いたしました。校長試験も5回ほど受験いたしました。私と同年齢の管理職の方々も大体平均して管理職になるまでには5回ないし10回程度受験しているのが、普通の状態だと思います。中には、とても優秀な方の存在があることも事実です。校長任用候補者選考試験を1回で合格するっていうのはほとんど聞いたことがございません。だからといって、私は公正・公平さに欠けた昇任人事があったとは思ってもおりませんし、思いたくもありません。ただ、心配しているのは教育現場から今回の昇任人事で「何で」とか「どうして」といった、別の意味で教頭管理職任用試験に対する意欲喪失感や不信感を表明する言葉を聞いたからなのです。したがって、今回の私の一般質問で、そういった不信感を払拭する意味でも、させていただいています。もう一度質問いたします。管理職に昇任するまでに一般的に何回ぐらい受験されていますか。これは、恐らく教育部長は教育現場上りではございませんので、教育長の受験回数でも構いませんが、お答えできませんか。もし、それでも控えますというのであれば、回答できないという法的根拠を明確に示してください。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

先ほども申し上げましたが、まずは、指導というような話が出てまいりましたけれども、先ほどの答弁では、そのような表現を使っていないと考えております。その点はご了承いただきたいと思っております。それから、根拠法令を示せということでございますが、先ほども申し上げました、県の教育委員会が任命権者であるという根拠が教育公務員特例法の第11条に規定がございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

確かに任命権者は県なんです。でも、いろんな情報、それから受験者の人格、そういったも

のを総合して内申を出すのは委員会でしょう。違うんですか。間違っていますか、教育長。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

その点につきましては、先ほどご説明をさせていただいております。市の教育委員会として内申を行うということは、私どもも認識をしております。が、最終的な任命権者は福岡県教育委員会でございますので、この件の取り扱いについて、ご相談を申し上げた結果、大変申し訳ございませんけれども、答弁は控えさせていただきたいということでございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

私が質問している内容、これ任命権云々にかかわることですか。一般的に、教頭さん校長さんに昇任するまでに何回くらい受験していますかと、そうお伺いしているわけです。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

重ねての答弁で申し訳ございませんけれども、そのようなこともございますので、どこまで私どもが対応できるかということを含めてご相談申し上げた結果でございますので、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員にお願いいたします。同様の答弁が繰り返されておりますので、どうか勝田議員のほうでまとめていただいて、質問をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

それでは端的に、県教育委員会のどなたに相談されたのか、そして、せめてどのような指導があったかくらいは言えるでしょう。それをご回答願います。

○副議長（松延隆俊）

教育長。

○教育長（片峯 誠）

端的に言いますと、私が教育事務所に赴きまして、関係者と協議をいたしました。質問者も御承知のとおり、県の教職員の昇任人事案件につきましては、県の教育委員会会議で、非公開で議決案件として取り扱われているものでございます。昇任者云々の受験回数それから資質能力等々についても試験の中でこれは受験者にも公表をされていない案件でありますので、その回答は控えてほしいという旨、話がありましたので、本日のような回答に至ったわけでございます。ただ、質問者もご自身の受験回数をおっしゃいましたので、私も個人としてお答えさせていただきましたら、私も不思議と同様に教頭試験2回、そして校長試験5回でそれぞれ昇任をさせていただいております。それから、あわせて回答させていただきますと、恐らく教頭経験の資格要件が3年以上から2年に変更になりました案件等についても、該当の受験者は知っていても、それ以外のものは知っていないので、どのような考え方でそのような変更に至ったのかも含めて、また本市の現状も含めて、後日でも校長会において、先ほどご懸念のような意欲低下を生まないような対応を考えていきたいと思っております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

ということは、次の質問の市教委が考える、教頭・校長に求められる資質能力の回答も同様な

んですね。というふうに理解していいんですか。私は、管理職に求められている資質能力は、受験者にどうのこうのって教育長が言われたのですが、管理職に求められる資質能力というのは、県教委が編集執筆しております、教育長も御存じですよ、「活力ある学校運営の手引き」というのがあるでしょう。こういった中にも、県教委が書いているんですよ。この本は、校長・教頭はもちろんのこと、ある一定の年齢に達した先生方が識見高揚、あるいは管理職受験の準備本として活用しているわけです。そのほかに、管理職についての資質能力については、法規専門のぎょうせい出版だとか教育出版社等、数多くの出版物が出されているわけです。これ、3月議会の一般質問の折に、先ほど言ったんですけどね。ちょっと違うんですが、市役所の女性管理職登用の方法や考え方について質問したときには、こう答弁されていました。飯塚市職員採用及び昇任に関する試験並びに選考規則第16条第2項の規定に基づき、選考による登用を実施していると。さらに、飯塚市の管理職選考・登用には、管理職に必要とされる資質を習得をしていくことが必要であると考えています。そのために、必要な研修の受講等により、管理職員としての資質を備えた職員の育成を継続して実施していくことが重要であると考えております。という答弁を受けたんです。これは、地方自治体だけでなく、どんな職場においても、やはり役職にふさわしい資質能力を身につけた人材育成を強化したり、研修を積ませたりしてからの昇任がベストだから言われているんだと思うんですよ。もっと言うならば、飯塚市教育委員会が管理職に求めている資質能力をもっとアピールして、浸透させることで、飯塚市で管理職になるには最低限こういった資質能力がいるという、そういう認識度が共有されるんじゃないですか。そこに公正・公平さの定着も、僕は図れるんだと思うんです。飯塚市教育委員会は、校長に求める資質能力はあくまでも秘密事項ですので、開示できないという理解でいいんですか。

○副議長（松延隆俊）

教育長。

○教育長（片峯 誠）

すいません。実は、質問のやりとりの中で、昇任案件とかかわって、必要な資質能力というように問いがありましたので、てっきり私は管理職候補者面接試験の評価の規準や基準についてのお尋ねのことかと思っておりましたので、それは受験者にも、また、現在は公表しておりませんので、ここで回答は不適切であると思っておりましたら、今、お尋ねの案件は、その受験案件とは別に、飯塚市の教育を進める上で、校長や教頭、つまり管理職に必要と思われる資質能力とはどういうものかというお尋ねのように、今のご質問、聞こえるのですが、そういう受けとめで、まずよろしいでしょうか。

（ 発言する者あり ）

○副議長（松延隆俊）

教育長。

○教育長（片峯 誠）

そのようなことでしたら、ぜひ、お答えをさせていただきたいと思います。これまでも、大きな観点としては、教育者にとって不変のものがありますから、以前とは変わっておりませんが、先ほど質問者もおっしゃいました貧困の連鎖解消、それから、グローバル化やICTの推進、そして、新しい時代に対応できる、追加される生きる力の育成等とありますので、このように考えています。1番は、子どもへの愛情をしっかりと持っているかどうか、2番は教育への情熱がどれほど熱いか、3番目は、専門職員としての識見でございます。そして、先ほど言いましたような変革をもたらす時代に、リーダーとして職員を説得し、引っ張っていただくだけの覚悟や志があるか。そして、職員や地域、保護者の皆様へきちんと学校の方針や子どもたちのための啓発も含めた説明責任能力、これらの力が求められる資質能力だと捉えています。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

若干、ちょっと消えかかった糸が繋がったかのように思います。それはそれとして、私、この管理職選考に関しても先ほど言ったんですが、やはり公正・公平という最低限の基準は働いていると思うんですね。でも実際に、先ほど言ったように、私は4月以降、教育現場をしょっちゅう歩いているんですが、やっぱり管理職昇任試験に対する失望とか、意欲喪失感とかは拭えないというようなことを耳にしたものだから、これはやっぱりどうにかしないとけないということで質問しているわけです。そして、これは、今度は教育部長にお聞きしたいのですが、教育部長が3月議会に、管理職登用に関して県教委が求めている点について言われましたよね。その文言の後に4項目記述されているんですが、内容的なものが、御存じですか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長

○教育部長（瓜生 守）

申し訳ございません。記憶にございません。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

その中に大事なものがあるんですよ。この4つ書かれている中の上位3項目が市教委が求めている管理職の資質能力であり、そういう不安というか、そういった失望感を与えている人たちに、きちんとと言える中身があるんですよ。ぜひ帰って見られてください。きちんと書いてあります。確かに、ことしの女性管理職の昇任飛躍は素晴らしいですよ。教育長が本当に頑張ってくれたと思います。しかも、優秀な受験者ばかりだったと、称賛に値する結果だと思えます。ただ、教頭昇任までには、一般的に、僕は常に一般的には言っていない、焦点はあまり絞っていませんが、教諭時代に教務や研修の経験を積み重ね、教科指導、あるいは生徒指導に磨きをかけ、日々の教務運営・校務運営の力量を向上させる努力をしないとけないじゃないですか。そして校長は、校長昇任までに複数の校長に仕えたりだとか、それから複数校、今、複数校というのはないのですが、学校経営者としての自覚と責任の醸成を育成していかないとけないでしょう。で、そうした受験者の中にも、何回も、もしくは何年も一生懸命学習を重ねて失敗された方に対してもやはり希望と夢を与えてあげるといことも飯塚市内の教育現場にエネルギーを与え、活性化につながるんじゃないかと思うわけです。

ここで、再度管理職職員の内申を行う基準をお尋ねしますと聞こうと思いましたが、もうこれはお聞きいたしません。そこで、3月議会のときにも言わせていただきました。管理職には、教育者としての強い使命感と、学校に期待される目的・目標を達成する学校経営者としての最高責任者、これの役割を担っていかねばなりません。そこで、市教委が今、あえてお答えできたのですが、管理職としてふさわしい資質能力の持ち主かどうかというものが、一番大切なことになってくるんです。また、学校に勤務する教職員の資質能力向上のための機会と仕組みを構築して、育成指導し、確実に成長させていくことが大事なことになるでしょう。したがって、僕は、平成19年度から導入されております、主幹教諭制度の趣旨とか、それから、目的をやっぱり洗い直して、再認識する必要があるんじゃないかと思えます。教育長も御存じのように、私自身も現役のときには、90名近い教育研究サークルの会員として、必死に勉強してきました。そして、管理職になって19年間の間に四十数冊ぐらいの問題集を、うちのサークルだけじゃなくて、田川、嘉麻市、そういったところまでお渡しして、頑張ってきました。それは、やはり後継者あるいは若手の育成という観点なんです。でも、それも今退職して4年ですが、今でも教諭・教頭・校長16名、指導に当たっています。何でそこまでするのか。私は、自分が育てていただいたというか、それも含めて、自分が育てた管理職の方々、あるいは管理職を目指しているの方々に対しての、それが説明責任であり、結果責任を果たす、そう思っているからです。僕が一番懸念しているの

は、かつて、皆さんも御存じかと思いますが、大分県教委が昇任者採用試験で、不正と不祥事を起こしたじゃないですか。この昇任者だとか、管理職昇任のときにそういったものがいっぱい出てくるわけですよ。それが一番、教育の減退、あるいは飯塚市が目指す学校教育というのは到底できないと思います。もし、教育長のほうに、校長試験1回で合格したことの疑義だとか、「どうしてあの受験者が」「うそだろう」といった声が届いていないとしたら、やはりもっと現場に耳を傾けてほしいと思います。そして、そういった声を逆に今度耳にしたときは、昇任者の試験の総合評価と人物評価が優秀だったからだよって、きっぱり言ってもらえばいいんです。それを、校長会等ではっきり言っただけならば、ああそうやねって、そういうのが出てくるんじゃないですか。それがうやむやになっている状態があるわけですよ。だから、そういったことを、非常に僕は懸念しているから、こういう質問をさせていただきました。最後の質問になりますが、今後の管理職昇任人事のあり方について、教育長の見解をお尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

教育長。

○教育長（片峯 誠）

熱い思い、ありがとうございます。私も、現職の頃に質問者の整理された、その問題集をいただいて、勉強をさせていただいた者の一人でございます。ありがとうございます。今のご質問の中で、最も私自身が反省すべきところは質問者のほうの耳には入っていても、具体的にある程度おっしゃった、その不信や不満が私に届いてなかったこと、そのものが開かれた教育委員会、そして開かれた教育長としての職務を目指しているつもりですが、そうはなかなか得ていなかったということが一番反省する次第でございます。そういった実情もあることを受けまして、ぜひ、先ほども言いましたが、解消にも努めたいと思いますし、今後、これまでも公平公正を旨とし、内申につきましても、過去あったのと同様に複数の者で、一定の基準で面接試験を行い、その結果を平均して内申を行うというような形をとってまいりましたが、これまで以上に透明かつ公平・公正な対応を心がけ、そして実施していきたいと思っております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員にお願いいたします。間もなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただきますようお願いいたします。4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

教育長、本当にそういった形でぜひ進めてください。恐らく、この管理職昇任に関しても、一般的に公開という制度でなってくるのではないかなと思うんです、行く行くは。秘密主義で云々じゃないと思うんですね。そうなったときは、そういった疑義とか不安とか不信感というのは全くなくなると思うんです。私、正直言って今回質問をあげたときに、回答できません、回答できません、回答できませんというのを聞いたとき、正直、教育委員会とは切れたねと。私、議員になって、本当に自分にできることは何だろうかと、やはり、教育現場の活性化とか、特色化のために、教職員がすがすがしい気持ちで勤務できるような、そういった教育環境を一番に自分がやっていかなければ、それがおまえの職務じゃないかというふうなことできたんですよ。で、あの回答を見たときに、今後の教育委員会との関係はこれで切ってもいいんじゃないかと正直思いましたが、先ほどの教育長の答弁で、若干方向を変えて、もう一回頑張ってみようかなと思っておりますので、大変失礼なことをたくさん言いましたが、これで、自分の今回の質問を終わりたいと思います。

○副議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時05分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。

6番 奥山亮一議員に発言を許します。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

公明党の奥山亮一でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

通告に従いまして、質問いたします。今回は発達障がい児の関係と18歳選挙について、お伺ひします。

1つ目の発達障がい児への療育手帳の交付については、今回、保護者の方から相談を寄せられた内容について、私自身が調べる中で、疑問、それからまた大きな問題があるんじゃないかということがわかりまして、それについて幾つか質問させていただきます。その前に、今回、ご相談いただいた保護者の方につきましては、福祉部長はじめ、スピーディーな対応をしていただきまして、どうもありがとうございました。それでは、質問いたします。

まず初めに、発達障がいについては同僚議員が、過去にも何度も質問されております。その内容は平成21年度より発達障がい等の早期発見、早期治療を目的として、保健師、臨床心理士が保育所、幼稚園を巡回しており、福岡県内では初めての取り組みとして実施されました。結果として、子どもの健やかな成長、保護者の育児不安の解消に大きな成果があったと思います。それと平成23年4月から頼田病院に子ども発達支援センターミーティアが開設されており、早期発見、また、早期治療についてはその基盤が整っていると思います。ただ、昨年12月の同僚議員の質問にもありましたが、センター運営に関する問題点の解消に取り組んであると思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、保育所、幼稚園巡回での検査結果をちょっとお話したいと思います。事業開始時の平成21年度につきましては、保護者の方にアドバイスをした人数が451名、そのうち個別相談を受けられた方が24人。それが26年度になりますと、アドバイスをした人が1524人で約3.4倍になっております。個別相談を受けられた方も104人で約4.3倍となっており、毎年増加傾向にございます。これは後ほど伺う、特別支援学級へも大きく影響してまいります。全国的に見ましても、義務教育の小学校、中学校の子ども約1千万人に対し、約33万9千人で、3.3%となっており、増加しております。

それでは、最初の質問についてお伺ひします。障がいについてはさまざまな種類があると思いますが、発達障がいとはどのような障がいか、お伺ひします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

発達障がいとはどのような障がいかということですが、発達障がいは、脳機能の障がいであってその症状が通常、低年齢において現れるものとされております。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がいや学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどが挙げられます。発達障がいは、他者との関係づくりやコミュニケーションなど、難しい面もある一方、特定の分野において、優れた能力が発揮される場合もございます。外見的には障がいがあることがわかりにくいために、アンバランスな言動が原因で周囲の人の理解を得るのが難しいことがあると言われております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今申し上げられたように、外見的に判断が難しいと言われましたが、保護者でもそのことに気がつかないこともあると思いますが、それぞれの症状、障がいは、どのように診断、判断、判定

されるのかお伺いします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

かかりつけの医師の診察や乳幼児健診時における発達状況のチェック等により障がいの可能性がある場合、発達障がいなどの分野に詳しい医師の診断が行われているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、特別支援学級についてお伺いします。先ほども述べましたが、全国的にみても、義務教育の小学校、中学校の子ども約1千万人に対して33万9千人で、3.3%となっております。また、文部科学省の12年調査によりますと、公立小中学校の通常学級に通う児童生徒の6.5%に発達障がいの可能性があると言われております。これに特別支援学級、支援学校などを加え、おおよそ10人に1人の割合で発達障がいの方がいると考えられております。そこで本市の小学校22校、中学校10校、それぞれの支援学級数及び児童生徒の数はどれぐらいおられるか、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

飯塚市立全小学校におけます特別支援学級の総数は39学級、在籍人数は163名でございます。中学校における特別支援学級の総数は19学級、在籍人数は57名でございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

その児童生徒約220名のうち、療育手帳などを交付されている児童生徒数の数はどれぐらいおられるかお伺いします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

飯塚市立の全小中学校における特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、手帳を交付された、これは概数でございますけれども、約4割の児童生徒が在籍しております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

それでは残り6割、約132名の方はその手帳を交付されていないけれど、専門医等の診断などにより、特別支援学級で勉強しているということですね。

次に、各学校に特別支援教育に重要な教員として特別支援教育コーディネーターが配置されていると思いますが、何人おられるか、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

特別支援教育コーディネーターの人数のお問い合わせでございますけれども、各学校1名配置しておりますので、全小中学校におけるコーディネーターの総数は32名でございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

32名ということは32校ですね。それぞれに中心となるコーディネーターの方がおられるということで、充実した学級運営ができていているというふうに思います。

次に、普段、子どもたちと長時間過ごしている先生の存在につきましては、子どもにとって大人に対する信頼を形成するための大事な環境であります。それ以上に、先生の存在は子どもの安心と安全のとりででもあります。全ての子どもたちが生き生きと安心して教育が受けられるような環境づくりに努めていただくため、専門的な知識など習得されていると思いますが、特別支援学級担任、また、通級指導教室担当者、特別支援教育支援員の研修についてはどのような実施計画になっているのか、お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

特別支援教育を担当する教職員に対する研修会でございますが、飯塚市教育委員会主管研修といたしまして、特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修会、特別支援教育支援員研修会、発達障がい研修会を各1回、計3回を予定しております。また、筑豊教育事務所等主管課題研修といたしまして、新任特別支援教育コーディネーター研修会を1回、特別支援教育コーディネーター研修会を小学校、中学校それぞれ1回、特別支援学級新任担当教員研修会を3回、特別支援学級担当教員教育課程実践交流会を1回、合わせまして計7回を予定いたしております。また、以上に加えまして、各学校もそれぞれ独自に特別支援教育に関する校内研修会が実施される予定でございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今、ご答弁いただきましたコーディネーターを中心に、各学校で児童生徒一人一人にあわせた指導計画などにより、教育されていると思いますが、さまざまな理由などにより特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、不登校になっている児童生徒は何人おられるか、また、不登校の子どもがいる学校ではその解消に向け、どのように取り組んでいるのか伺います。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、不登校の児童生徒は4名おります。該当校につきましては、該当児童の個別の支援計画や指導計画の見直しや、これに基づく個に応じたきめ細かな指導、及び日常的な家庭との連携や自校の特別支援教育に係わる委員会を核とした組織的対応をより一層充実させ、その解消を図るように指導しているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ぜひ、子どもの教育を受ける機会を失うことがないように、よろしく願いいたします。

続きまして、療育手帳についてお伺いします。この質問は今回、先ほど申し上げましたが、保護者の方から相談をされ、手帳がないため、あるサービスが受けられないとのことでした。また、その方の友人の子どもさんも同じような障がいを持っており、同じく手帳交付の申請をしているが、交付されないの、もう諦めるしかないと言われていたそうです。そこで伺いますが、療育手帳とはいったいどういうものなのか、お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

この療育手帳でございますが、手帳は、児童相談所や障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された方に対して、都道府県が交付する手帳でございます。交付を受けるためには、本人または保護者が市町村の窓口で申請手続きをすることとなっております。知的障がい者に対して、相談支援や各種の援助措置を受けやすくすることを目的としております。なお、障がいの程度により重い方からA判定、B判定というふうになっております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、その療育手帳を交付された方はどのような支援、またサービスが受けられるか、お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

障害者総合支援法や児童福祉法に規定されている各種サービスについて、手帳所持者がそれぞれの生活面のニーズに応じて選択し、利用することができることとなっております。具体的には、放課後等デイサービスや児童発達支援などの通所による訓練、居宅介護、外出時の移動支援などの在宅サービス、施設入所サービスなどがございます。なお、これらのサービスを利用するためには、市町村の窓口で申請手続きを行いまして、サービスの支給決定を受ける必要がございます。また、手帳の等級によりまして、公共交通機関の料金や有料道路の通行料の割引が適用される場合もございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、今お話いただきました手帳を持たない、また、交付されない方は、サービスも、また、支援も受けられないのか、お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

在宅で生活している児童の場合は、心身の状態が固定していないなどの事情によりまして、障がいの可能性があっても手帳の取得には至っていないケースも多いことから、障害者総合支援法や児童福祉法に規定いたしますサービスの利用を申請するにあたって、手帳の所持を必須の要件にはいたしておりません。ただし、手帳が交付されていない場合は、市がサービス利用の必要性を判断する材料といたしまして、サービスの利用申請に際して、医師の診断書など専門機関の発行する書面の提出をいただいております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今のご答弁だと手帳の所持は必須要件ではないけれど、手帳のない人は診断書を提出すれば、サービスを受けられるとのことですか。お尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

質問議員の言われているとおりでございますが、療育手帳の取得がなくても基本的にはサービスを受けることは可能でございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

手帳の重さがわかりづらくなりましたけど。

次に、療育手帳以外にどのような手帳があるか、お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

障がい者手帳には、そのほかに身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳があり、身体障がい者手帳は、身体に障がいのある方や保護者の申請により交付されまして、障がいの種類や程度により1級から6級までございます。また、精神障がい者保健福祉手帳は、障がいの程度により1級から3級までございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

その障がい者手帳交付に係る認定はどこが行い、どのような手順で行うのか、お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

手帳の交付に係る障がいの認定につきましては、厚生労働省が定めた基準に従い、例えば、身体障がい者の場合、福岡県身体障害者更生相談所が行います。次に、認定までの手順ですが、申請者が医師の意見・診断書を添付の上、市町村に申請し、市はその内容を県へ進達いたします。県では、嘱託医師、相談所長及び担当職員による障害者程度審査委員会を定期的を開催して、その判定協議結果を参考にして身体障害者更生相談所長がその判定を行います。その後、申請受付を行った市町村に結果を通知し、申請者への認定通知とあわせて身体障がい者手帳交付を行うこととなっております。

一方、精神障がい者の場合は、福岡県精神保健福祉センターが行うこととなっております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、療育手帳とその手帳で受けられるサービスに違いはあるのかお伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

障害者総合支援法に規定される「障がい福祉サービス」及び児童福祉法に規定される「障がい児通所支援」は、所持している手帳の種類によって利用できるサービスを区分するというふうな考え方には立っているのではなく、身体障がい者も知的障がい者も、また精神障がい者も、共通のサービスメニューの中から本人のニーズに応じたサービスを選択し、利用することができることとなっております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、療育手帳の交付について、お伺いいたします。福岡県において療育手帳の交付基準はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

療育手帳につきましては、市町村への判定申し込みののち、児童相談所の判定を受けることとなります。療育手帳には、障がいの程度に応じてA判定とB判定がありまして、さらにA1は、最重度でおおむね知能指数が20以下、A2は重度でおおむね知能指数が21から35、A3は、重度合併でおおむね知能指数が36から50、障がい者手帳1から3級を所持している場合に区分されます。また、B1は比較的中度でおおむね知能指数36から50、B2は軽度でおおむね知能指数51から75という判定になっております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ちょっとわかりづらかったですけど。今、答弁いただいた障がいの程度が軽度で、知能指数が51から75のB2というんですけども、今回の相談された方と同様に知能指数が基準の75より1つでも高い76であることから、却下されたという例が全国的には挙がっております。福岡県ではどのように判断及び認定を行っているのか、お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

今申されましたように、実際に県で実施しております関係上、本市では具体的な数字の例は聞いたことがございません。また、県におきましても、具体的な取り扱いについて、特段の例示などはございませんでした。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

私が調べたものがありますので、福岡県には6カ所の児童相談所と、政令市である北九州市と福岡市に、それぞれ1つずつ、合わせて8カ所あります。順番に申し上げますと、福岡児童相談所、それから久留米、田川、大牟田、宗像、京築、それから政令都市が、福岡が子ども総合相談センター、北九州が北九州子ども総合センターで8カ所あります。この全てに確認をしましたところ、ホームページにも書いてあるのですが、ある相談所では、上限が75であるが、総合的に判断しますと。ある相談所は知能指数が80までは手帳を交付しますと。また76以上は、さっき言われましたけども、76以上は交付していません。ある症状ですが、アスペルガー症候群は、療育手帳ではなく精神障害者保健福祉手帳、などということで、福岡県のほうでも療育手帳の交付基準が、ばらばらになっております。聞かれたことがあるかもしれませんが。

また、都道府県においても手帳の交付基準が、統一されていないということですが、どう把握してあるのか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

療育手帳の判定に用いられず知能指数の基準が、都道府県によって異なるという現状につきましては、議員がご指摘のとおり聞き及んでおります。なお、療育手帳の判定基準の問題と今回のご質問にありました発達障がいとの関連につきましては、知能指数が高い発達障がい者も療育手帳の交付を受けられるようにしてほしいといった相談を総務省行政評価局が受けて、行政苦情救済推進会議に諮りまして、その意見を踏まえて、平成22年9月に所管の厚生労働省に対して通知をした経緯がございます。

その通知内容は、まず1つ目、発達障がい者の特性を踏まえた支援の在り方について、検討す

べきであると。2つ目に療育手帳を交付する都道府県等の取り組みがまちまちとなっていることに改善を図るべきであるということでございました。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

平成22年9月ということですので、もう6年も前の話ですけど、まだいまだに統一されていないという現状がございます。

次に、本年5月に成立した改正発達障害者支援法について、どのような改正となっているのか、伺います。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

改正法では、発達障がいがあり、慣行や制度といった社会的障壁により日常生活が制限される人を支援対象と定め、新たに設けられた基本理念では、支援は社会的障壁を取り除く方向で行わなければならないとされております。また、障がいの特性に応じて小中高校が指導目標や配慮事項を示した個別の指導計画の作成を進めるよう国や自治体に対応を義務付けております。一方、就労の定着支援を国と都道府県の努力義務とし、ハローワークなどによる取り組みの拡充を求めておまして、加えて事業主に対しては、新たに適正に雇用管理する努力義務を課しております。

さらには、発達障がいを抱える方々が障がい者手帳を所持していないことから、障がい者手帳のあり方を検討することや発達障がいの定義の見直しについても言及されているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

切れ目のない、障がい者に対しては、支援法だというふうに思います。

次に10年ぶりに行われる改正により、今後どのような改善が図られると考えておられるか、伺います。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

この改正によりまして、自閉症やアスペルガー症候群など周囲にわかりづらい障がいを抱える方々を成長段階に応じて切れ目なく支援を行う社会の仕組みづくりができ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に資することになるというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

種々申ししてきましたけども、やはり本人はもとより、保護者の方々も、かなり思いとどまって苦しんであるふうに、今回、相談もありましたけども、これに向けて、先ほど平成22年9月という話がありましたが、それぞれの都道府県において手帳の交付基準がいつまでも統一されないと、例えば飯塚の住民の方が他県にいった場合、今まで持っていた手帳が転入先では交付されない。またその反対も起きることが予想されます。本市からも県また国に対して、早期に交付基準の統一を図るよう意見をあげてもらい、不公平感が是正できるよう要望して、この質問を終わります。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

改正公職選挙法の18歳選挙について、お伺いいたします。昨年の6月に成立し、1年間の周知期間の後に行われる、今回の参議院選挙から適用になります。未成年である18歳19歳の方が初めて行う選挙に各自治体はどのように周知、啓発、投票に行ってもらうか、昨年の6月成立後、この1年間、どのように検討し、取り組んだのか、伺ってまいります。また、今回から始まる18歳選挙については昨年の9月に、先輩議員が質問されております。その中で投票率を上げるため幾つか取り組みをされましたが、投票率が思うように上がらなかった。今回この選挙は、その原因分析された課題等に対し、どのような対策を立て、どのように実施していくのか、お伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、最近の投票率の推移についてお伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村雅彦）

参議院議員選挙で説明しますと、選挙は、平成19年、22年、25年に行われております。飯塚市では、それぞれ59.04、59.61、54.29%と22年は0.57ポイント伸びましたが、25年は5.32ポイント低下しております。全国では58.64、57.92、52.61%と、前回比で0.72、5.31ポイント低下しております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

平成19年、22年、25年といろんな施策で取り組みされておりますけれども、前回もあつたかもしれませんが、投票率が低下した原因というものをお願いいたします。

○副議長（松延隆俊）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村雅彦）

投票率が低下している理由のまず1つとしまして、全国的な若者の低投票率傾向が指摘されておりますが、飯塚市においても同様に若年層の低投票率が顕著になっております。全般的な投票率の低下ということで、市議選を例に挙げますと、前回から1.61ポイント低下しておりますが、若年層の投票率におきましては、20代で5.05ポイント低下しております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

低投票率という話ですが、特に若手の20代というところで5.05ポイント低下と。この低投票率に対して、一般的な指摘としてどのようなことが考えられるか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村雅彦）

投票率は選挙の争点、候補者の数など、さまざまな要素が総合的に影響するものと考えられております。明るい選挙推進協会の意識調査において、若い年代では、選挙関心度、政治関心度それから、投票義務感がほかの世代に比べて低いことが指摘されております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

若い方が低いということは、主権者教育をされていなかったというようなことになろうかと思

います。

次に、改正公職選挙法について、どういう目的で改正されたか、お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村雅彦）

18歳以上選挙権につきましては、今、日本は高齢者の人口割合がふえる一方で、若年層の割合は減っております。このため、若年者の有権者数が少ないことになり、若年者の意見が国や地方の政治に反映されにくくなることとなります。そこで、若い世代の意見が政治に反映されるように選挙権年齢が引き下げられたものです。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、今回、新たに共通投票所というものについて、詳しい内容をお尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村雅彦）

これまで、投票日当日の投票につきましては、近所の学校や公民館など選挙管理委員会が指定した1つの投票所でしか投票できなかったわけですが、駅や大型商業施設など多くの人が集まり利便性が高い場所に、自治体の判断で「共通投票所」を設置することが可能になったものです。その自治体に住む有権者は、指定の投票所か共通投票所のどちらかで投票することができるものです。また、必要があれば自治体の区域外に共通投票所を置くことも認められております。これにつきましては、何カ所設けるかにつきましても自治体が決めるというふうになっております。ただ、全ての投票所を通信回線で結び、二重投票などの不正やミスなどを防止する必要があり、総務省の調べでは、全国で4市町村にとどまる見通しとされております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

少しでも上げるために、飯塚市も積極的に共通投票所を、これから期間的に難しいかもしれませんが、考えていただきたいというふうに思います。

それから、期日前投票所の投票時間の弾力的な設定について、内容をお伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村雅彦）

期日前投票所の開閉時間につきましては、開く時刻を午前8時半から2時間以内の範囲内において繰り上げること、閉じる時刻を午後8時から2時間以内の範囲内において繰り下げることができることとされております。また、期日前投票所を設ける場合におきましては、人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保、その他の選挙人の投票の便宜のため、必要な措置を講ずるものとされております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

時間については、古賀市でしたか、投票時間の締め切りを6時というのが、記憶にありました。弾力的に飯塚も変更できればと思います。

先ほど内容の説明を伺いましたが、共通投票所等に関する法改正の目的についてお伺いします。

○副議長（松延隆俊）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村雅彦）

共通投票所等に関する法改正の目的は国政選挙、地方選挙を通じて投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくためとされております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

その他として改正されるものがあればお尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村雅彦）

国政選挙の選挙権を持っているにもかかわらず、住所の移動と選挙人名簿の登録基準日との関係で選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が投票することができるようになる者がございます。旧住所地での住民票の登録期間が3カ月以上あり、そのまま住み続けていれば、旧住所地で選挙人名簿へ登録されたであろう者で選挙人名簿に未登録の者について、転出直後の定時登録、選挙時登録の際に旧住所地で選挙人名簿への登録を行うこととするというのがございます。例えば、今回の選挙時の登録の基準日は6月21日ですが、3カ月以上住んでいた者、例えば直方市に住んでいた者が、4月1日に飯塚市に転入し、5月10日に18歳になりました。この場合、飯塚市では住民票登録期間が3カ月に満たないため登録されないこととなります。今までは直方市でも年齢到達前での転出のため登録されず、投票できないという形になっておりました。これを選挙時登録の際に直方市の名簿に登録し、直方市で投票できるようになったというふうな形のもので。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

これは有権者がどう認識するかというところも大きなことがあるかと思っておりますので、そういう周知等をできればと思います。

次に、本市で新たに有権者になられる方、18歳19歳の方はどれくらいおられるか、お尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村雅彦）

選挙権年齢の引下げの結果、全国で約240万人が新有権者となるとされております。飯塚市では18歳が1150人、19歳が1169人、合計2319人が新有権者となります。また、昨年の市議選以降に二十になった方を加えますと、今回3756人が初めての投票を迎えることとなります。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に初めて選挙を行う、二十歳の方もそうですが、主権者教育についてはどのように実施されているか、お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村雅彦）

今言われました主権者教育につきましては、主権者教育の推進が必要とされる背景として選挙

権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に子どもの国、社会の形成者としての意識を醸成するとともに、課題を多面的多角的に考え、自分なりの考えをつくっていく力を育むことが重要となっていることが指摘されております。主権者教育の目的は単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるのみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を発達段階に応じて身につけさせることとされております。主権者教育を進めるに当たっては、子どもたちの発達段階に応じて、それぞれが構成員となる社会の範囲やかかわり方も変容していくことから、学校、家庭、地域が互いに連携協働し、社会全体で多様な取り組みを行うことが必要であり、また、取り組みを行うに当たっては、学校等のみならず、教育委員会等の地方公共団体の関係部署が積極的な役割を果たすことも重要とされております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

いろんなところ、教育委員会等と今後連携していただきたいと思います。

次に、主権者教育は早いうちから行うことが有効と考えております。この1年間に高校等で直接実施した取り組み等についてお伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村雅彦）

高校におきまして、出前授業を行っておりますが、市内の高校から依頼を受け、高校側と内容について十分協議しながら実施しております。具体的には、2月1日嘉徳高校3年生78名、4月25日嘉徳東高校3年生238名、5月18日飯塚高校3年生280名、6月7日嘉徳高校全学年千名、それから、6月10日に嘉徳東高校の定時制46名を対象に実施しております。出前授業の流れとしましては、選挙に関する講義を行ったのちに模擬選挙を行っております。講義では、投票の方法、選挙運動について説明をし、クイズを挟みながら説明をしましたので、生徒は集中して講義を受けておりました。また、模擬選挙については、時間の関係上、生徒の人数を絞って投票を行った高校もありましたが、実際に投票を経験したり、投票する姿を見て選挙を身近に感じ、投票に行こうという意欲を感じられたというふうに考えております。先生方からは生徒が選挙違反を起こさないように選挙運動について、重点的な説明をお願いされましたので、選挙違反となる事例の紹介や選挙違反になるもの、ならないものをクイズ形式で紹介しました。また、インターネットやSNSを利用した選挙運動についても具体的に説明しましたので、生徒も興味深かったのではないかと感じております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

積極的に、出前授業されて、子どもさんも十分理解を深められたというふうに思います。しかしながら、高校での出前授業について、どのような効果が期待できるか、また今後、どのようにやっていきたいかというところをお伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村雅彦）

効果につきましては、まだ十分に検証が進んでおりませんが、実際、高校の先生とお話した中では、選挙前だけではやはり効果が薄いただろうと、そういうふうなことで年間を通して出前授業なりを高校側と協議しながら積極的に進めてまいりたいとふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ぜひ、効果的な授業を行っていただくようお願いいたします。

次に、投票率向上については、行政として十分検討し、取り組んでいくことは必要ですけれども、全体の投票率のみを見るのではなく、新たに選挙権を行使する18歳、19歳の皆さんが日本の将来について、どう考えているかなど、選挙後に総括されると思います。本市も他市に誇れるような取り組みをしていただきたいと思います。隣の嘉麻市については、高校に期日前投票所を設置するというのですが、本市ではそのような考えはないのか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村雅彦）

今回の参議院議員選挙に向けての取り組みについて、お話しします。今年の選挙に引き続きまして、近畿大学6月29日、それから九工大7月1日に期日前投票所を設置するようしております。

また、期日前投票所への交通手段の確保など、選挙人の投票の便宜のための必要な措置として、新たに移動方法について便宜を図るため、期日前投票所で投票を行う方がコミュニティバス、街なか循環バス、予約乗合タクシーを利用された場合に、その行き帰りに要する運賃を無料とすることしております。

また、新有権者向けの啓発としまして、法改正により有権者となった18歳と19歳、それと昨年の市議選以降に二十になられました3756人に、投票所入場整理券の送付前に、投票を呼びかける啓発はがきを郵送いたしました。

また、嘉麻市、桂川町の選管に呼びかけまして、2市1町で構成する選挙啓発事業推進研究会において、独自のポスターを作成し、高校、大学、公共施設だけでなく、多くの方が利用しておりますコンビニ、JRの駅などにもポスターの掲示をお願いして、特に新有権者、若年層に対する啓発に努めております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

期日前の、先ほど申しました嘉麻市の稲築志耕館高校についての内容について、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村雅彦）

嘉麻市のほうで稲築志耕館高校に期日前投票所、7月1日の午後1時から5時に大学と同じような期日前投票所を設置されるというふうなことで聞いております。飯塚市内には4つの高校がありまして、この場合、対象が3年生の一部と教職員に限られると。それから、飯塚市外に住民票のある生徒、職員については投票ができないこととなりますので、飯塚市としては、設置については検討しておりません。ただ、期日前投票所を設置します近畿大学、こちらのほうには同じ敷地内に附属の福岡高校がありますので、高校と大学側に期日前投票所での投票について、生徒への配慮とお知らせをお願いしております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ぜひ、高校に積極的に周知していただけるようお願いしていただきたいと思います。最後に、今後の取り組みについてお伺いします。

○副議長（松延隆俊）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村雅彦）

選挙人の投票の便宜のため必要な措置を図り、投票率を向上させるために今回の選挙後に投票率、投票状況などを分析しまして、各事業の効果を検証するとともに、アンケートをとるなどして効果的な方法を研究し、実施していきたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ぜひ、よろしく願います。最後に、主権者教育や出前授業は、先ほども申し上げましたが、高校生になって行うのではなく、中学生から少しずつ教育していくなど、教育委員会などと調整を進めていただきたいことを要望しまして、質問を終わります。

○副議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後 2時53分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

11番 守光博正議員に発言を許します。11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

本日5番目で、最後の質問になります。また午前中には、同僚議員が重なる質問をいたしておりますけれども、なるべく早く終われるように努力しながら、質問に移らせていただきます。通告に従い、今回は、総合的な災害対策について質問いたします。初めに、2カ月前に起きた、熊本・大分での地震により亡くなられました方々に、心よりお悔やみ申し上げますとともに、いまだ余震が続いており、多くの人が避難所生活をされておりますが、一日も早く終息して、元の生活に戻ることを深く願っております。

思い起こせば5年前に、あの東日本大震災が発生して、甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が失われました。いまだ復興も遅々として進まず、大きな傷跡が、地域にも、そして心にも残っています。そして今回の熊本・大分での地震です。地震の発生を予知し防ぐことは難しいと思いますが、地震発生後の対策を万全にすることはできるのでしょうか。ここ飯塚市に暮らす市民の皆様、生命・財産を自然災害から守るのは行政の責任であり、私自身、政治の責任だと深く感じております。今後30年から50年以内には起きると言われております、南海トラフ地震、また今回の熊本での地震では、我が飯塚市も震度3か4を記録し、大きく揺れて、ケガをされた方もおられました。もし地震が発生した時のためにも、事前の準備、対策ができていないのでは大きく違ってくると思いますし、助かる命も、被害を最小限にすることもできると思います。そこで、地震以外の災害も含め、順を追って質問をします。

では、本市の水害対策についてお尋ねします。本市の浸水対策については、基本計画に基づき中期・長期等の区分に従い実施されているものと思いますが、現在の状況と今後の計画についてお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

本市の浸水対策事業につきましては、平成22年度に策定いたしました「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」に基づき、平成23年度から取り組んでおります。短期事業につきましては、合併特例債を活用し、平成28年1月現在ではございますが、5年間で継続分を含めまして38事業を実施いたしております。今後につきましても、事業の効果を検証し、必要に応じて事業計画の見直しを行い、より効果的な事業の実施に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

ここ5年ぐらいは、雨の降る量もさらに多くなり、また、昨年も、私の住んでいる近くで、大雨で家の前の道がつかり、車庫から車が出られなくなったという連絡を受けて、その時は担当課の方に連絡して対応していただきましたが、今後も想定外の大雨で、今現在水害危険区域以外で新たに道路及び民家周辺が浸水した場合の対応と、今後はどうなさるのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

本市の浸水対策事業は、平成15年、平成21年の豪雨時に、浸水被害があった箇所につきまして、計画・実施をしているところでございます。質問者が申されますように、想定外の大雨で新たな区域等で浸水被害が発生した場合には、現地の調査及び原因究明を行い、効果的な対策を講じていかなければならないというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

人間の想像をはるかに超える災害は、いつどこで起こるかわかりません。これだけ対策をしているから大丈夫はありませんので、今後もしっかりと対策をしていただきたいと思いますし、また、被害があった後の対応がとても大事なので、引き続きその点も含めてよろしくお願いいたします。

では次に、本市の土砂災害についてお尋ねします。飯塚市は山に囲まれており、開発と森林の伐採で、山の斜面、また地盤等が弱くなっているところも多いと思います。少しの雨でも土砂が流れ出し、民家を押し流す危険があるのではないのでしょうか。まして想定外の大雨が降れば、被害の規模もさらに増すのではないかと思います。そこで本市の土砂災害の危険区域及び対策実施状況等についてお尋ねします。また、今後の計画はどのようになっているのか、あわせてお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

土砂災害につきましては、県が指定している「土石流」、「急傾斜地の崩壊」、「地すべり」等の土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が発生するおそれがある「土砂災害警戒区域」は飯塚市内に928カ所ございます。そのうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損害が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が発生するおそれがある「土砂災害特別警戒区域」は847カ所ございます。これら全ての区域に対しまして、対策工事を行うことは非常に難しい状況でございます。このようなことから、警戒区域内及び警戒区域付近に居住しておられます市民の皆様には、警戒区域であることを認識していただき、もしもの時は避難していただくことが第一というふうに考えております。飯塚市防災計画に警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定め、ハザードマップ等により周知を図っているところでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今のご答弁だと、危険区域の対策で、全ては対策するのが難しいとのことですが、できるところは、現在対策をしているのか、また、これまでに対策完了箇所は、何カ所ほどあるのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

特に危険な箇所につきましては、地域からの要望により調査を行い、早急に対策が必要な場所につきましては、規模に応じて福岡県事業または補助事業を活用し、市の対策事業を実施しております。県の急傾斜地事業に市が一部負担をしていることなどから、現在継続中の事業を含めて、合併後10年ではございますが、10年間におきまして、県、市合わせて12カ所の実施件数となっております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

全ての危険区域の工事をすることは非常に難しいので、警戒区域付近に居住している方々には、警戒区域であることを認識していただき、もしもの時は避難していただくとのことですが、災害はいつも明るいときだけに起こるとは限りません。深夜に起これば、地域の方が、危険区域であるということを知っていたとしても、逃げおくれ、尊い命を失うことになりかねませんので、さまざまな理由で対策工事がなかなかできないかもしれませんが、この後、最後らへんですね、国土強靱化地域計画の中にも、さまざまな国の補助金というのがあるのですけれども、その中に、防災・安全交付金等もあると思いますので、これが使えるかどうか、また、しっかりと国としていただきたいのですけれども、その点も含めて、今後、国、県には市民の皆様のやっぱり危険を無くしていくという部分では、強く要望していただいて、一カ所でも多く、今後改善できるように、今後とも努力していただきたいと、このことは要望しておきます。

次の暴風災害についてはだいたいわかりますので、これはちょっと省略して次に、地震災害についてお聞きしていきたいと思えます。

地震は、地球の表面を覆っているプレートと呼ばれる岩盤が原因であります。プレートは大小十数個に分かれていて、それぞれがゆっくりと移動しています。そのために、ぶつかり合ったり引きずり込まれるなどして、ゆがみが生じ、そしてプレートが強い力に耐え切れず、極限まで達してしまうと、元に戻ろうとして大きくはね上がったり、地盤に亀裂が生じたりします。このときに、衝撃が揺れを引き起こす波となって地表に届き、振動します。これが地震と呼ばれております。そこで、飯塚市内にはどのような断層があるのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長

○総務部長（石田慎二）

本市には、西山断層がございます。この断層は、地震調査研究推進本部の発表では、宗像市沖ノ島の南方の玄界灘から、福津市津屋崎を経て朝倉郡東峰村及び朝倉市に至る断層帯でございます。全体の長さが約110キロメートル、北西から南東方向に延びる左横ずれ主体の断層でございます。

沖ノ島の南方の玄界灘から宗像市大島の北岸付近に至る長さ約38キロメートルの「大島沖区間」、それと宗像市大島の北岸付近から福津市津屋崎を経て飯塚市西部に至る長さ約43キロメートルの「西山区間」、それと桂川町から朝倉郡東峰村及び朝倉市に至る長さ約29キロメートルの「嘉麻峠区間」に区分されております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

次に、建物の耐震化についてお尋ねいたします。

一たび地震が起これば、多くの建物が崩壊する可能性があります。耐震をしているのとしていないのでは、助かる命、被害状況も変わってくると考えられます。そこで、本市の公共施設及び民間施設等における耐震化の状況は、現在どのようになっているのかお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

耐震改修促進法には、昭和56年以前に建設された、多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上のものを「特定建築物」と定めております。この耐震改修促進法に準じて、平成25年に「飯塚市耐震改修促進計画」を作成しております。作成時の耐震改修促進法に該当する耐震改修が必要な特定建築物は、市が所管する建築物で43棟、民間の建築物は83棟となっております。民間の特定建築物の耐震化の状況につきましては、現在把握できておりませんが、市が所管する特定建築物につきましては、耐震化及び用途廃止等により、現在、改修が必要な特定建築物は27棟となっております。今後も関係各課と協議を行いながら、対象施設の耐震化に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、木造戸建住宅に関しましては、福岡県の補助制度を活用し、耐震化の促進に努めているところでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

以前、同僚議員から橋の件に関しては質問がありましたけれども、その橋梁の耐震化の状況は、現在どのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

橋梁につきましては、橋梁の健全度を保つため橋梁長寿命化計画を平成25年度に策定いたしております。

整備計画は、本市が管理する橋梁626橋のうち、長さ2メートル以上の長寿命化対象橋梁は600橋でございます。そのうち、速やかに補修することが望ましい橋梁は33橋となっております。この橋梁のうち、緊急性、重要性などを勘案し、平成25年度から平成34年度までの10年間で18橋の橋梁の長寿命化修繕計画を立てております。

そのうち、平成27年度までに徳前大橋、駅通り橋の修繕工事が完了いたしております。本年度は秋松橋の修繕工事を予定しております。今後につきましても、長寿命化計画に沿って事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

長寿命化の対象となっているのが600ですね。その中でも特に危険なのが33カ所あって、緊急性とかさまざま考慮した上で、10年間で18をやっていくということで、現在既に2年経っておりますけれども、2つはことし以降ということで、若干ちょっとペースが遅いのかなと思いますけれども、この33、緊急に補修しなくてはいけないところがあって、残り15ですね。もうこの18をやる間に、危険になる可能性はあると思いますので、もっと国にも、先ほども言

いましたけれども、さまざまな交付金等もありますので、そこをしっかりと調べていただいて、一日も早く安全な橋が確保できるように引き続き努力をしていただきたいと思います。

次に、危険家屋及び危険箇所についてお尋ねをいたします。先日、ある方から半壊状態で放置されている危険な空き家があり、火災や倒壊のおそれがあるので、何らかの対応をしてほしい旨の相談を受け、現地を確認いたしました。現在そのような相談があった場合、どのように市は対応しているのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

空き家に関する苦情、相談があった場合には、まず現地を確認いたします。その後、所有者の調査を行い、所有者が特定できた場合には、適正な管理をしていただくように所有者をお願いしている状況でございます。しかしながら、未登記の家屋や所有者が亡くなっている場合については所有者及び相続人の特定に時間を要しており、対応に苦慮している状況でございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

それでは、危険な空き家がある場合については、個人情報がかかわることですから、お答えできないこともあると思いますが、飯塚市に危険な空き家が何件あるのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

現在、飯塚市に、危険な空き家がどこにあるのかは把握できておりません。しかしながら、本年度「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定する、総合的かつ計画的な空家等対策のため、飯塚市全域の空家等の実態を把握するため、調査を行うようにいたしております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今のご答弁ですと、飯塚市全域の空家等の実態を把握するための調査完了後には、把握できると認識してもいいということでしょうか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

保安上危険となるおそれのある状態の空家等についてはおおむねでございますけれども、把握できるものというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

現在、飯塚市内の多くの空き家が何ら管理されることなく放置状態になっております。空き家はさまざまな災害だけではなく、犯罪を引き起こす原因にもなります。一日も早く調査を完了していただきたいと思いますとともに、調査期間中であつたとしても、空き家に関する苦情、相談があった場合には、迅速に対応していただくことを要望しておきます。

次に、避難所の指定についてお聞きします。災害時における避難所は誰が指定しているのか、またどのような区分がありますか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

避難所は、市町村長が指定をいたします。本市の避難所といたしましては、災害時に最初に開設します、指定緊急避難場所が17カ所。その次に開設します指定避難所が68カ所。その他に、屋外となります広域避難地が48カ所。指定福祉避難所が28カ所ございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

避難所は、基本的に市の施設かと思いますが、民間の施設はあるのでしょうか、また、あるのであれば、今後ふやしていく計画はあるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

民間の施設につきましては、指定福祉避難所は全て民間の施設でございまして、福祉部局と協議しながら、今後ふやしていきたいというふうに考えております。指定緊急避難場所・指定避難所のうち、民間施設といたしましては、公益社団法人福岡県トラック協会が平恒に所有しております筑豊緊急物資輸送センターを指定避難所に指定をいたしております。この施設は、福岡県トラック協会が公益事業として計画の段階から本市及び福岡県と協議しまして、施設整備したものであり、災害時の地域住民の避難施設としての機能を有しております。このような経緯から、「筑豊緊急物資輸送センターの使用に関する協定」を締結いたしまして、筑豊緊急物資輸送センターを指定避難所に指定しているものでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

民間の施設等を避難場所にするには、さまざまなハードルもありますが、第一に考えるべきは、やはり人命でありますので、今後とも民間との連携を強化していただき、一つでも多くふやしていただきたいと要望しておきます。

次に、避難所での対応についてお聞きをいたします。避難所の運営はどなたが行うようになっているのかお答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

17カ所の指定緊急避難場所につきましては、災害対策本部の避難所班の班員であります飯塚市の職員が対応をいたします。また災害の規模が大きい場合に開設します68カ所の指定避難所についても市の職員にて対応いたしますが、開設箇所がふえますと、職員にも限りがございますので、避難者による自主運用をお願いする所も生じてくるかというふうに想定をいたしております。また、他の自治体やボランティアの支援、自衛隊への派遣要請も検討していくこととなります。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

避難所は、災害対策本部を設置してから開設となると思いますが、地震における災害対策本部の設置基準とあわせて、避難所の開設について、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

本市の地震災害における配備基準といたしましては、震度によりまして、配備区分の職員が自主参集することとしております。震度4の地震が発生した場合、第1配備としまして、災害警戒準備室を設置しまして、情報の収集にあたります。震度5弱の地震が発生した場合、第2-B配備としまして、災害警戒本部を設置しまして、軽微な災害に対する応急対策活動を行います。震度5強の地震が発生した場合、第3配備としまして、災害対策本部を設置しまして、避難、局地的な災害に対する応急対策活動を行います。震度6以上の地震が発生した場合は、第4配備としまして、全職員による対策活動を行うこととなります。

避難所の開設につきましては、震度5弱の地震が発生した場合に、17カ所の指定緊急避難場所を速やかに開設することとしておりまして、震度5弱では災害警戒本部の体制ではございますが、この段階で避難所班の職員が対応することとしております。震度6弱以上の地震が発生した場合は、68カ所の指定避難所を開設することになります。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今回の熊本での地震では、避難所に入れない、また個人のプライバシーが保たれないことから、外で車やテントで生活している方が多くおられました。もしここで、飯塚市で地震が発生して、そのような状況が生じた場合には、本市の対応はどうされるのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

避難所がいっぱいで入れない場合には、他の避難所を紹介することになりますが、今おっしゃられるような、プライバシー確保の観点などから、車等で生活をされる方に関しましては、エコノミークラス症候群とならないよう、運動や十分な水分を取ることを勧め、しっかりとケアを行う体制づくりが必要だと考えております。また車やテント等で生活される方に関しても避難所生活と同様に飲料水や食事の提供をすることになります。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

また、避難所生活が長くなってくると、さまざまな問題等も発生して、避難者からいろいろな願いも出てくるかと考えられますが、そのような避難者からの要望等は、どのように対応されるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

避難所のほうには避難所班の職員が常駐いたしますので、この職員が要望を伺い、対応することとなります。例えば保健衛生関係などになりますと、避難所班の職員が要望等を伺い、医療班のほうに連絡をいたしまして、医療班の保健師職員が対応するというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

避難者は、心身ともに不安や疲れ、多くのストレスを抱えて避難所で生活をされております。要望をお聞きする際にも被災者に寄り添う気持ちを忘れずに対応していただきたいと思っております。また、対応されている職員の方々も被災をされた中対応されている方も多いと思っておりますので、対策本部の人たちのケアも重ねてよろしく願いいたします。

次に、救援物資の確保についてお聞きします。大きな災害の場合、避難所に避難する市民の

方々への食糧などの物資の提供が必要になると思いますが、本市の備蓄はどのようになっているのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

本市におきましては、避難者等に対する物資については備蓄をしておりませんで、「災害時における生活必需物資等の協定」に基づきまして、いわゆる流通物資を民間企業から提供していただくことといたしております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

熊本地震では高速道路の通行止めや、主要道路の陥没等で、避難所に物資を届けるにも何時間もかかるという事態に見舞われました。交通網が遮断された場合、物資を供給する企業も在庫がない状況となるおそれがありますので、本市としても備蓄する必要がある、私はあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

質問者が言われますように、熊本地震でも、地震発生直後には物資の供給が途絶える事態が生じております。市民の皆様にも、食料品等を備蓄するよう、お願いしなければなりません、本市といたしましても、このような事態に備えて物資の備蓄につきましては、今後、関係部署と協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

ぜひとも協議をしていただきたいと思います。自然災害は人間の想像をいつも超えるものだと私は考えております。ここまで事前の対策をするのかというぐらいすることが本当に大事だと私は考えております。重ねて要望をしておきます。

次に、本市が被災した場合に、国・県・民間から、それぞれ支援があると思いますが、それらはどのようなものか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

国・県・他市町村の支援といたしましては、発災直後の救援物資の提供や人的派遣がございまして、民間としましては、国・県・他市町村と同様に、救援物資の提供や災害ボランティアの活動がございまして、特に自衛隊の支援につきましては、救助活動、避難所支援活動、応急復旧活動、これは土砂撤去、災害ごみ撤去等を指しますが、これらの支援を市としても期待をしているところでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

民間の支援となる災害ボランティアについては、本市で受け付けを行って受け入れるのかお答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

災害ボランティアにつきましては、「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づきまして、飯塚市社会福祉協議会が対応することとしております。社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設立いたしまして、ボランティアを行う方々の登録、保険の加入、ボランティア業務の振り分け等の対応をしていただくこととなっております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

しっかりと社会福祉協議会との連携をとっていただいて、ボランティアがスムーズに受け入れができていますのかとかですね、そういった部分もよろしくお願ひしたいと思います。

次に国土強靱化地域計画についてお聞きしたいと思います。東日本大震災の教訓を機に、平成25年12月に公布された国土強靱化基本法では、第4条において、地方公共団体の責務を明記するとともに、その第13条において、都道府県または市町村は、「国土強靱化地域計画」を定めることができると明記されております。この法律の概要についてお示してください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

国土強靱化法の法律名は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」であります。

大規模自然災害の歴史を振り返りますと、これまでさまざまな対策を講じてきたものの甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。このような災害から人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するということが重要であるとされております。この「強さとしなやかさ」いわゆる「強靱化」を図るために同法が公布・施行されました。この国土強靱化法は4つの基本目標が掲げられておまして、1つ目が、人命の保護が最大限図られること。2つ目として、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。3つ目に、国民の財産及び公共施設に係る被害の最少化。4つ目として、迅速な復旧復興が掲げられております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

飯塚市の震度5ということをお聞きしようと思ったのですが、後日、同僚議員が質問をするということで、そこは割愛させていただいて、国は、平成26年6月に国土強靱化基本計画を策定し、都道府県・市町村に対しては、国土強靱化地域計画を策定することを求めています。都道府県、また市町村の策定状況は、現在どのようになっているのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

内閣官房の公表によりますと、平成28年4月22日現在で31都道府県と16の市区町が計画を策定いたしております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

国土強靱化地域計画を策定した場合、国土強靱化に資する本市の各種事業に対して国からの財政的な支援はあるのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議にて取りまとめられました「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について」、平成28年1月に策定されておりますが、これによりますと地方向けの各種補助金について、交付の判断にあたって一定程度の配慮をすることが定められておりますが、国土強靱化地域計画を策定しなければ交付決定されないという補助金・交付金はないというふうになっております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

市では国土強靱化地域計画は、現在策定しているのでしょうか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

福岡県内では福岡県が福岡県地域強靱化計画を平成28年、本年の3月に策定したばかりでございますが、本市を含め県内の市町村で現在のところ策定している自治体はないという状況でございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

国は、市町村に対して国土強靱化地域計画を策定することを求めており、当計画を定めれば各種補助金の交付にあたっては、ここで言葉的には一定程度とはいえ配慮されるわけですね。先ほども答弁でありましたけども、これを策定しなくても交付金はいただけるというお話ではありますけれども、今国がこういうふうには計画を立てて、県のほうも、今立てて、そういう状況の中で同じ計画をやっぱり出すにしても、国のこういった基本計画に沿って出すのと出さないとは、やはり交付金の判断的な部分も違ってくるのではないかと考えるので、私としては、やはり策定すべきではないかと考えますが、策定する場合その内容や策定期間はどのように本市としては考えているか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から地方公共団体におけるさまざまな分野の計画等の指針となるべきものでありまして、地方公共団体における総合計画を含めた各種計画等について、国土強靱化の観点を求める計画でございます。国土強靱化法においては、地域計画で定める事項について、具体的に定められてはおりませんが、地域計画は、国の基本計画との調和が保たれるべきとされておりまして、地域における国土強靱化を推進する上で、対象とする施策分野の設定や当該施策の策定に係る基本的な指針及び当該施策の総合的、計画的な推進に必要な事項について定めるといことが想定されております。なお、この地域計画策定にあたりましては、円滑な策定に向けた指針といたしまして、国において、国土強靱化地域計画策定ガイドラインが作成されております。本市における計画策定を考えないかということでございますが、関係部署が多岐にわたることもありまして、策定期間を含めまして、今後、その関係部署と協議、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

最後になりますけれども、各市町村において策定している自治体は、ほんの一握りなのが現状です。確かに、各自治体とも、もちろん本市も含めて、現在すばらしい災害対策マニュアルが作成しておられるとは思いますが、この国土強靱化地域計画の策定については、今後も発生するであろう大規模自然災害等から、市民の生命、財産を守ることを最大の目的として、そのための事前の備えを効率的かつ効果的に行うという観点からも私自身、早急に策定、また公表すべきであると考えております。これを策定していく中で、3つメリットがあるという部分で、1つは、この答弁の中でも、やりとりの中でも何回も出ましたけれども、被害の大きさ、それ自体を小さくできるということですね。もう1つは、効果的かつスムーズに進捗することが期待でき、関係所管のところから、さまざまのところから交付金をいただける。3つ目が、地域の強靱化は、大規模自然災害等のさまざまな変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長を促すもの、さらに地域強靱化計画及びそれに基づく取り組みを国内外に周知、広報することを通じて、当該地域が内外から適正に評価され、結果として投資を呼び込むことにもつながるという部分では、ぜひとも本市としても作成していただきたいと私は考えております。

日本は地震大国でもあります。ようやく国が、今重い腰をあげて年間約1兆円規模の予算を確保して、この災害対策に動き始めました。この時に、どこよりも市民の皆様のことを最優先に考える我が飯塚市が先陣を切って、一日も早く、国土強靱化地域計画を策定されることを強く要望して、今回の私の一般質問を終了いたします。

○議長（鯉川信二）

本日は、議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、6月20日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

お諮りいたします。明6月18日から6月19日までの2日間は、休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、明6月18日から6月19日までの2日間は、休会と決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時48分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	27番	森山元昭
14番	江口徹	28番	梶原健一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	田代文男	次長	許斐博史
議事調査係長	太田智広	議事総務係長	林利恵
書記	柴田麗子	書記	岩熊一昌
書記	宮嶋友之	書記	山本恭平

◎ 説明のため出席した者

市長	齊藤守史	公営競技事業所長	井出洋史
副市長	田中秀哲	市民環境部次長	吉原文明
教育長	片峯誠	都市建設部次長	鬼丸力雄
上下水道事業管理者	梶原善充	会計管理者	安永明人
企画調整部長	森口幹男	選挙管理委員会事務局長	中村雅彦
総務部長	石田慎二		
財務部長	高木宏之		
経済部長	田中淳		
市民環境部長	大草雅弘		
こども・健康部長	森田雪		
福祉部長	古川恵二		
都市建設部長	菅成微		
上下水道局次長	中村武敏		
教育部長	瓜生守		
地域連携都市政策室長	久原美保		
企画調整部情報化推進担当次長	大庭章司		